

参議院大蔵委員会(第八回継続)会議録第六号

昭和二十五年十一月八日(水曜日)午前
十時四十五分開会

本日の会議に付した事件

○協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○租税行政に関する調査の件

(最近の徴税状況並びに徴税方針に関する件)

○金融政策並びに制度に関する調査の件

(貿易金融並びに金融一般に関する件)

○委員長(小中清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

本日は議題として、かねて継続審査になつております協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案、これは衆議院の提出でこちらに可決送付になつた案であります。皆さん御承知のことと思ひますので、今日は舟山銀行局長その他特殊金融課長が見えておりますので、大蔵政府におけるこの案に対する御意見を説明をして頂き、それから皆さんの御意見を伺おうと考えております。

それでは大蔵省側から一つこの法案の改正に対する御意見を御説明を願ひますようか。

○説明員(舟山正吉君) 衆議院の議員提案になりました信用協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案が衆議院に廻付になつておるのでございますが、これは法文で明瞭

でございます通り、若しこの金融事業を営む信用協同組合、これを簡単に申しまして、信用協同組合の免許の申請がありまして、その申請が、「定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反し又は政令の定める基準に適合しない」ときを除いては、大蔵大臣は免許しなければならぬという規定でございます。従来は監督官庁の裁量によりまして、免許するかしないか、自由に任されておつたのでございます。この改正案によりまして、大蔵申請書が一定の規格に合つておりますならば、これを大蔵大臣は是非とも認可しなければならぬという事になるのでございます。これは衆議院におきましていろいろの論議があつたのでございますが、特に当初提案になりましたものは若干の修正がございまして、只今読み上げました中に「又は政令の定める基準に適合しない」ときを除いて、免許するということになつたのでございます。そこでその政令の定める基準と申しますものを、事務当局において用意いたしました。これを衆議院にお目にかけておるわけでありまして、それによりまして、これもお手許に届いておると存じますが、従来当局におきまして免許するかどうかを決定いたしました事務的、内部的な基準というものをここに成文化いたしました。且つこれを政令において定めようという構想でございます。

説明を申し上げたいと思ひますが、まだ政令の形になつておりませんけれども、その内容となるべきものを列挙した次第でございます。

事業免許申請書が提出された場合に於いて、特に左に掲げる事項を考慮して、組合の事業が健全で公共の便益を増進するものであると認めるときは、事業を免許するものとする。その第一は、信用の需要に應ずるため必要であること。この意味いたしますところは、その地方において信用協同組合に対する資金の借入れ希望が相当額に上つておるといふことでございます。第二は、その地方における金融の実情に適合すること。これは主として言外に含んでおります意味は、その地方に同種の信用組合或いはその他の金融機関がございまして、その地方に更に信用協同組合を設立いたしますことは必ずしも必要でない。或いは弊害があると認められる場合は、これを免許しないという趣旨を間接に語つたものでござい

て、この経営上の失敗をもちたす意が多いのでございます。とにかく役員は金融業務に関する専門家でなければならぬという趣旨を語つたのでございます。それから九は、他の信用組合との競合により、不当な競争を惹起する虞のないこと。ということをしてに語らして、人口十万人未満の都市においては、二組合以上を認めない。先に申しました他の金融機関との競合関係のうち、なかんずく他の信用組合との競合関係を十分に検討したいという趣旨でございます。一〇、組合が政治的に中立であつて、特定の政党のために利用される虞のないこと。これにつきましては、御説明申し上げるまでもないかと存じます。それから一一、設立の手續が適法に履修され、また定款、事業の種類及び方法書の内容が適当であること。これも申すまでもないかと存じます。

精神を繰込みまして信用協同組合につきましても、自己資本の最低限度を規定しようとするものでございます。次に、預金額が、一ヶ年後において少くとも、大都市においては五千万円、大都市以外の市制施行地においては二千万円、その他の地域においては一千万円となり得る確実な見込みを有すること。なお、預金総額のうち定期性預金の占める割合は五〇%以上であること。これは組合が設立せられましても健全に存続し発展して行く見通しがない、赤字決算を続けるようなことがありましては忽ちに経営が行詰りますので、こういうような見通しを持つておるものに限つて認めたいという趣旨でございます。次は六、事業計画において貸出金に運用する金額は、定期性預金の八〇%に相当する金額と、要求預金の六〇%に相当する金額との合計額を超えないこと。ということによりまして、組合の堅実経営ということを期待したのでございます。それから七、經常収支の均衡が保たれる見込みがあること。これは店舗配置その他につきまして、經常支出というものが過大でございまして、やはり同じく組合の経営が行詰りますので、これをこの点について十分の見通しをつけしめる必要があると考えたのでござい

ます。次に八は、役員が金融業務に關し充分な経験及び識見を有すること。金融業務の経営につきましては、この信用協同組合におきましては、最もれば純然たる素人が関与いたしまし

このうち四にございしますような点、或いは五にございしますような点は、これまでの自由に免許を決定するときにおきまして、実は当局において内規としてこういうような方針はとつておつたものを、ここに明らかに成文化しようとするものでござい

ございますが、事務当局におきましては、信用協同組合を初めあらゆる金融機関の設立につきましては、この資本の充実、或いは将来健全に発展して行く見込みというものは十分各種の資料で審査しなければならぬとい

それではこれを説きながら若干の御

第六部 大蔵委員会(第八回継続)会議録第六号 昭和二十五年十一月八日【参議院】

低資本金の定めがございしますが、この

一

うことで、免許が或る基準によつて機械的に当然きまつて行くといふことを、事務局といたしましては必ずしも好まないところでございます。免許制度があります以上は、免許いたした後に於いて、その組合の経営についてはやはり監督官庁が責任を負わなければならぬのでございます。そうでないにいたしまして、大蔵省免許、或いは大蔵省公認という肩書を使いまして、そうして世間の大眾を惑わすという事例もあるわけでございます。そこでこの免許につきましては、十分当局が責任を負えるものに限つて免許をいたしたいという考えであつたのでございますが、まあ衆議院でこういうような修正案が出まして、それにつきましては、従来の内規としておりました基準、これを政令化するといふことで、従来の自由免許を原則免許にするという程度のこと、或いは止むを得ないことかと考えておるような次第でございますが、これにつきましても、この免許の基準を辛くいたしますればこれに該当する組合は少なくなるであらう、これを甘くすればこれ又弊害が生ずるというところが相当問題を孕んでおるのではないかと考えておるのでございます。これに関連いたしまして、こういうような修正案が提出されました原因といたしましては、去年の法律の改正後、信用協同組合の新規免許が少いではないか、これは監督官庁が徒らにむずかしい基準を内規としてこしらへまして、そうして実際の審査に當つてこれを適用するために、この組合の新設が少いのであるといつたような考えから出ておるかと思ふのであります。御参考までに信用協同組

合の設立状況を申し上げますれば、最近までの実績は、従来の市街地信用組合から組織変更になりましたものが四百二十三組合、従来の産業組合から組織変更になりましたものが百三十三組合、商工組合から改組になりましたものが十六組合、總計五百七十二組合、これは組織変更によるものであります。その外に法律施行後新たに設立免許したものが五十九組合、これは内許済みのものが二十五組合、この總計が内免許を含まして六百三十一組合でございます。全国に亘りましてこの程度の数の組合がありますれば、私共の計算といたしましては、もう十分信用協同組合は普及しているものであつた、又信用協同組合の業務区域も相当広汎なものもございますので、これを十分に活動せしめますならば、金融上相当の効果があるかと考えておるような次第でございます。

以上で大体の御説明をいたした次第でございます。

○森下政一君 銀行局長は今預金が一ケ年に少くともだけなければならぬといふときに、市制施行地二千五百万円、それからその他の地域一千万円と言われたけれども、そうなんですか。

○説明員(舟山正吉君) そうなんです。

○森下政一君 私共の手許に頂いておるのは、三千万円と二千万円のものになつておりますが、これは間違つておるんですか。

○説明員(舟山正吉君) これは先に差上げましたものよりも基準を下げてございまして。

○森下政一君 これは資料が古いわけ

です。この下に書いてあるのは、免許済みのものは……、全然違ふのですか。

○説明員(舟山正吉君) 只今御指摘の点は、当初そういう原案でございまして、お話し合いの結果若干基準を下げたのであります。

○木村禮八郎君 ちよつと伺います。只今の御説明を伺いますと、この法案の趣旨がよくわからないのです。……趣旨はわかつておるんですが、今の局長のお話とこの法案提出の趣旨とがどうも食違つておるように思ふのですが、今までのお話ですと、大体内免許を含め六百三十一ある。大体この程度ならよいのですが、これ以上殖やす必要もないという御意見だつたと思ふのです。この法律案は議員提出法律案ですが、これは成るべく免許を容易にして貰いたい、こういう趣旨の法律案だと思ふのです。そこでお伺いしたいのは、この内免許の基準をどういふふうに作りましますか、これまでより甘くなるか、辛くなるか。で、大蔵省のほうの今の局長のお考えでは、余りこれ以上殖やしたくないといふように御説明が受取れるのです。そこでこの基準は相当辛いのか、やないのか、辛くしてあるのか、やないのか、どうも我々が拜見しても決して甘くないと思ふ。その点はどういふふうにお考えなんですか。

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合の現在あります数を以て、私は相当組合金融の円滑を期しておられると思うのでございますが、それ以上に規則免許になりまして、自動的に免許しなけりばならないといふことになりまして、内容的に見て、成るほど基準は合

つてゐるかも知れませんが、内容を精密に検査して免許したものに比べて、やはり若干免許の数が殖えまして、取扱が甘くなりはしないかといふふうに考えております。

○木村禮八郎君 最近銀行の新設の免許があるようですが、それはどの程度に最近新設が免許されておるのですか。

○説明員(舟山正吉君) 銀行の新設につきましては、正式免許をいたしたものが一行、内免許をいたしたものが二行であります。

○木村禮八郎君 それはどこでどこですか、ちよつと……。

○説明員(舟山正吉君) 正式免許をいたしたものは岩手県盛岡の東北銀行、それから内免許をいたしたものが、大阪府下におきます大阪不動銀行と泉州銀行であります。

○木村禮八郎君 これまでは、局長も御承知のように、大蔵省では銀行の新設に対して殆んど免許を与えて来なかつた、むしろ銀行の数をだん／＼減らして来たわけなんです。今度ここで新しく銀行の新設を認めるということは、非常な大きな方針の転換だと思ふのです。それについて信用協同組合の問題も變つて来ると思ふのです。こういう金融機関を殖やして行くという方向に向いておるわけなんです。銀行のほうはこういうだん／＼殖やす傾向にある。ところが今のお話ですと、信用協同組合のほうは余り殖やしたくないお考のようです。その点はどういふ、銀行を、そういう金融機関を今まで制限していたのを緩和して殖やして行くという根本の方針で、どういふふうにお考えになつておりますか。

○説明員(舟山正吉君) 銀行につきましては、資本の充実とか或いは経営事業の充実とか、或いはその銀行が発展し存続して行くための基礎を持つておるかどうかが、こういうことを十分審査をいたしまして、事務局においてその確信が得られました場合には、その免許をして行く。従つて新設も認めて行くという方針に轉換しておるわけでありまして、信用協同組合につきましても、決して現在の組合数を以て十分であるとは考えません。やはり免許申請をして参りまして、それが銀行と同じように健全に発達して機能を充たして行くといふような確信が得られますものについては免許をするわけでありまして、現に法律施行後新たに免許をしておるわけがあります。それを機械的な規則免許といふことになることについては、事務局といたしましては必ずしも同感を表し難い。と申しますのは、やはり免許をいたしました後、の、免許いたしました監督官庁の責任というものを考えますと、良心的に考えましてその点がちよつと問題があるといふことを申し上げて置きます。

○木村禮八郎君 どうもそういう御説明ではよく了解できないのですが、健全なもの……、そういう御説明だけなのですが、……、それまでいわれるだん／＼銀行数を減らして一県一行主義をいつて来ておるわけですね。それがここで初めて變るわけなんです。これは日本の金融上大きな転換になると思ふ。そういう意味で、ただ銀行を三つ許すといふ、そういう問題でなく、今後銀行の数について金融機構、制度、そういうものについてどういふふうにお考えか。どの程度に銀行を殖やしていいの

す際には、十分その後存続し且つ弊害
うでございますが……。

考えておりません。現に少しづつであ

います。それでありますから、今後の

免許については、これを非常に辛くするという気持は持つておらないのであります。ただつまり重複して或いは弊害を現わしておるといつたような地区につきまして、更に新組合の設立申請というふうなものが出るかと考えるのであります。そういう際に機械的に免許するという制度をとりますと、そういうふうなことも阻止できない。そして漫然と競争の弊害というものを目の前に見て行かなければならないといつたような事態が生ずることを抑えるわけでありま。本當に必要だといふ心証を得ました所に免許を与えないといふことは決してないのであります。それからまああつたやうな基準をこしらへますと、どうしても十分金を入れたといふことになりま。又組合の事情は、個々の具体的事情といふものは非常に違ひますので、ここに抽象的に基準をこしらへますと、そこに考へ方がいろいろ違ふといふことはあり得るかと思つておられます。

○森下政一君 大抵銀行局長の御心配の点は私はよくわかるのです。ただ機械的にやつたんではいかんと、この点にはわかるのですが、こゝういふ懸念も一面においてはあるかと思ひます。例へば第一、第二の点は、理窟のつけ方によつてはどうにも考えられると思ひますが、そこで政治的勢力の重圧なんといふことをあなた方が感じになつて、よんどころなく、實際は余り必要でないのでもありますが、許すといふやうなことが出て来るんじゃないかといふことまで心配されますが、だからこれは理窟の上においては一応筋の立つた説明ができるけれども、そのところから甚だあいまいなことになる虞れが

却つてあるんじゃないかといふうな懸念があるのです。まあそれは水掛け論になりますからなはしませんが、それからもう一つ、私はこの間大蔵省に行つて飯田課長に具体的なことを信用組合についてお尋ねしたことがありますが、大阪の或る信用組合の設立認可申請をしておるものが、産業組合法によつてかねて免許されておるものは非常に事業がよろしくない、そこで殆んど事業停止の状態に行つておるか、又事業停止を命ぜられておるかといふたやうなことがあると聞いておりました。その整理ができたお前のほうを認可してやるというところで、一意専心整理にかかつて、今日尙数名の人間をそれ専門に雇つて整理にあぐせくしているといふことでありま。こゝういふやうな事業免許の基準案に照し合はして見ると、余分の仕事をさせられておるといふことになりはしないか。

○説明員(舟山正吉君) その具体的なる事実については私共存じませんが、そういう余計な仕事をさせられるといふやうなことは、必ずしも要求をしておらないわけでありま。○森下政一君 それで私が非常に不思議に思つたのは、免許申請をしておるものが、適格だと思ふ、例へば出資金の点、一年後においては何らの事務も、それらの点については何らの事務局あたりでも異論がないことらしいのですが、併し大阪には随分いかにわしい信用組合があるらしいのですが、またまたそこで或る信用組合が停止の状態、多数の預金者が迷惑をしておるから、君のほうの組合は大変に能力があると思ふから、その整理をやつてく

れないか。整理ができたら君のほうをこれに取つて代つて認可することにしようといふことらしいのですが、私は先般又財務局に行つて財務局長に会ひまして事情を聞いて見ると、全く気の毒な余分の仕事を頼んでおられます。これは多くの人に迷惑をかけるので、整理後にその仕事を引継いで貰おうといふ考へのようなのですが、これはまあ大阪といふ地域から考へて見て、いかにわしいものを抹殺して、而も迷惑を蒙る者を成るべく少くしようといふ趣旨からはよくわかるのですが、初めから新たなものを作ろうといふので新設の免許申請をしておるものが、かねてから存立して営業の甚だ振らない、事業が殆んど停止状態にあるものの整理を引受けさせられて、それと交換條件で免許してやろうといふことは、こゝういふわけで考へておるものが、出て来るのかわからなかつたのですが、財務局長に會つて大分趣旨がわかつて来たのですが、こんなものは今後においては余りないことだと思つていいわけですが、この免許の基準から考へると、余分な仕事を託しておる言ひ換へま。産業組合法によつて免許した人の不明を尻拭いさせられておる感じになつておるのですが、丁度今銀行局長が言われる通り、大蔵省免許しようやうな看板をかけて機械的に認可をしておつたのでは、免許したあとの大蔵省の責任が重なると思ふことは、これは非常に慎重な態度だと思ふのですが、併しながら産業組合法によつて免許させられたものにせよ、その業績が面白くないので、その尻拭いをせよ、そうしたらお前のほうを許してやろうといふことは、これは或るものの失態を新設免許を申請しているものが尻拭いをさせられておるといふことになるかと思ひますが、それでいいではないですか。

○説明員(舟山正吉君) 御指摘のような事実があるかないかは私は存じませんが、まあ金融機関の整理といふことにつきまして、或る機関に他の機関の整理を手伝うやうに話合ふことはまゝあることでありま。併しこれは飽くまでも強制ではございません。その惡くなつた金融機関を整理いたしまして、他の金融機関がこれを統合するといふやうなことになるまれば、又地盤の拡張にもなるし、又競争相手を整理するといふやうなことになる。これはさういふ場合がないとは申せませんが、これは飽くまでも合意の話し合ひでやつておられますので、これを條件に引かけまして認可するとか、免許しないといふことをきめることは行き過ぎであると思ひます。

○森下政一君 それからこれははつきりしたことではないのですが、新銀行法の構想がだん／＼進んで参りました。信用協同組合も大きなものは信用金庫とか、無盡は相互銀行とかいふやうなものに移行しておるやうですが、その外の信用組合等において、大蔵当局の考へ方がだん／＼變つて来ておるかのごとくに伺ふことがあるのです。○説明員(舟山正吉君) 御指摘になりました点は、実は私共相當重要な点と思つておるのでございまして、それに先立ちまして、現在信用協同組合と申しております組合は、中小企業等協同組合法に基いて設立せられ、さうして

信用事業のみを営む組合である。従つて従来と變りました点は、従来は市街地信用組合といふやうな信用事業だけを営む組合があつた。これは組合員外貯金、つまり組合員以外の者からの貯金も預つておつた。これは銀行に準ずるやうな機関でございまして、特に設立等につきましても嚴重な規制があつた。この外に産業組合法に基きます組合がありまして、これは組合員からだけ預金を扱い、員外貯金、それから手形の割引といふものは扱わない組合があつた。それから商工組合につきましてもほぼ同様であります。これらを一緒にいたしまして、協同組合理念といふことを非常に強く出して、組合員の意思に基いて経営をして行くといふ色彩を強く出しましたものが現在の信用協同組合であります。さういたしますと、この金融機関としては必ずしも適切なものとは言えないといふことになつて参りましたので、この次の機会には又これを或いは元の形に直す、さうして本當に銀行に準ずる組合であるところの員以外貯金も扱う組合は嚴重な免許制度にする、組合員からだけ預金を扱うものにつきましては、この設立は比較的簡単にいたしまして、別な系統で扱つて行くといふことを考へたらばいいのではないかと、こゝに考へておるのでございまして、これは大きく申しまして、私共が信用金庫なりその他のことを研究いたしております一つの動機でございまして、

○油井賢太郎君 この際何つて置きたいのですが、今まで免許された信用協同組合で内容がどうも思ひくなくないといふやうなところによつて免許を取消した例はどのくらいありますか、おわか

りでしたら発表願いたい。

○説明員(舟山正吉君) 一度信用協同組合ができますと、多数の預金者の関係もございまして、業務停止をした

○説明員(舟山正吉君) 大阪に三組合、大阪に一組合ございまして、最近この免許取消とい

○説明員(舟山正吉君) 業務停止は東京に三組合、大阪に一組合ございまして、最近この免許取消とい

○説明員(舟山正吉君) 業務停止は東京に三組合、大阪に一組合ございまして、最近この免許取消とい

○説明員(舟山正吉君) 業務停止は東京に三組合、大阪に一組合ございまして、最近この免許取消とい

○説明員(舟山正吉君) 業務停止は東京に三組合、大阪に一組合ございまして、最近この免許取消とい

○説明員(舟山正吉君) 業務停止は東京に三組合、大阪に一組合ございまして、最近この免許取消とい

○説明員(舟山正吉君) 業務停止は東京に三組合、大阪に一組合ございまして、最近この免許取消とい

○説明員(舟山正吉君) 業務停止は東京に三組合、大阪に一組合ございまして、最近この免許取消とい

見ましたが、尙修正案が更に出ておるのですけれども、若しこの修正案によ

○説明員(舟山正吉君) 修正案は、従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

に辛くいたしますと、こういう法律改正をする趣旨がなくなる、そこに撞着

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

○説明員(舟山正吉君) 信用協同組合

なく、これまでの免許というものは行なつて参つております。

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

○説明員(舟山正吉君) 従来免許の内

基準というものは、今度公表されることになるので、若しこの法案とい

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

○説明員(舟山正吉君) 事務当局とし

遅れるということ、或いはその当局の考え方が、場合によつては正鵠を得てなくて申請者が多分の迷惑を蒙るというような場合の、何か裁定と申しま

すか、それを調整するということのような機関の設立ということは考えておられないのですか。

○説明員(舟山正吉君) 現在のところまだそこまで考えておりません。

○油井賢太郎君 そういうことはなくとも十分に話し合ひで目的が達成せられますか。今までそういうふうなトラブルは起きたことはないのですか。

○説明員(舟山正吉君) 従来におきましてもいろいろお話しして解決しておるのでございまして、今後同じくお話し合ひによることと思ひます。或いは両方が固執し合ひますと、なか／＼解決が遷延するということはある得ると思ひます。

○木村義八郎君 免許基準案の十です。組合が政治的に中立であつて、特定の政党のために利用される虞れのないこと、これは先ほど説明するまでもないとおつしやいましたが、併しこれは具体的にどういふことなんでしょうか。今までそういう弊害があつたのかどう

か。

○説明員(舟山正吉君) これは最近どういふことというよりは特になかと思ひますが、古い金融機関の歴史を見ますと、銀行などにおきまして、一党一派の人が経営の衝に當るといふやうなことで、この内容を悪化せしめるというやうな事例はしば／＼あつたこととでございまして、もう金融機関の免許ということをきましては、第一にこれを考へていふやうな次第でござい

ます。

○木村義八郎君 そういたしますと、金融機関の経営者に若し党派に属してゐる人があつたらいけないわけですか。

○説明員(舟山正吉君) その党派、政

党に属してゐるということがいけないという意味ではございせん、政

党のために利用せられる、経営者が左右

されるということとは、これは戒しめて

行かなければならんことだと考へてお

ります。

○木村義八郎君 まあこれは非常にデ

リケートな問題になるんですけれど

も、例へば今の社会系系の人々が組合

設立の認可申請をした、自由党の人が認

可を申請した、まあそういうやうな場

合に、我々通念だと、そのときの政治

情勢によつて、社会系系のはいかに

うやうな危険はないか。政治的中立、と特にこういうものをお説きになつたのは、これは当り前のことなんです。が、当り前のことであつて、特にこの

いうふうなことにしたのでお伺ひした

のですが、これは本當に書く必要はな

いからに当り前のことなんですけれ

ども、特に書かれましたからお伺ひし

たわけなんです。

○説明員(舟山正吉君) まあ根本観念

は、私共は常識として持つておつたこ

ころですが、例へば中小企業等協同組

合法の中でも、四條の三項に「組合

は、特定の政党のために利用してはな

らない」といふやうな規定もございま

して、まあこれを念のため謳つたやう

なわけではございまして、

○木村義八郎君 何か特にそういう必

要があつて入れられたのかと思ひまし

て伺つたわけですか。

○杉山昌作君 この免許基準の三から

六あたりは数字ではつきりしてゐるん

ですが、これは免許基準であると同時に

に、結局現在あるものを指導監督もす

る、大体こんなことも無論頭に入れて

おるのではありませんが、四、五なん

というのは何でございまして、現在組

合も大体これに合つてゐるのでござい

ますか。現在の組合はこれに及ばない

やうなものが相当あるのございませ

うか。

○説明員(舟山正吉君) 現在あります

組合のうち、特に産業組合から転換し

たといふやうな組合についてはこの基

準に合わないのがあります。それは

この春新法に基く免許を与へますとき

に、一定の期間実施いたしましてこの

基準に合うやうに約束せしめてゐるの

でございまして。従つてその範囲にお

いては単独でこのレベルに達することが

できなければ、或いは近隣の組合と合

併するといふやうな必要が出て来るも

のもあると思ひます。

○油井賢太郎君 この際関連してお聞

きて置きたいんですが、この六の八

〇%、六〇%といふやうな規定を設け

られておるんです。今オーバー・ロー

ンといふものが非常にやかましく言わ

れておりますけれども、今まで信用協

同組合ではこの基準に基いてオー

バー・ローンを絶対に認めておられな

いのですか。それともやはり現在の趨

勢上或る程度のオーバー・ローンを認

めておられるのか。これを今後にお

いてもこの基準通りにオーバー・ロー

ンは絶対に認めないといふやうな方針で

あります。

○説明員(舟山正吉君) 組合につきま

しては、その外部の障害に対する抵抗

力が非常に弱いものですから、資産の

運用は極めて嚴格にするやうに指導し

ておりました。最近にも一定の基準を

与へまして、その枠の範囲内で資金

を、資産を運用しろといふ指示を与へ

ております。その指示はこれとちよ

つと違つておつたと思ひますが、その

数字は勵行しております。この数字の

通りを勵行しております。

○油井賢太郎君 それで一方において

は、銀行関係のほうはオーバー・ロー

ンになつても止むを得ないといふやう

な一つの現状になつておるわけだす

ね。それは一体当局から見ても、信用組

合にはそれほどの固い規定を設けて置

きながら、金融機関に対しては止むを

得ないといふやうな態度を示されて

ゐるのは、何を以てそれは基準とされ

ておられるのですか。

○説明員(舟山正吉君) 商業協同組合

につきましては、おおむね規模も小さ

いし、抵抗力が非常に弱いものであり

ますから、例へば支払い準備のごとき

も、十分に用意して置かなければ、非

常に困つた場合にもこれを外部の借入

れに仰ぐといふことができないので、

又小さい組合は少しの経営の蹉跌で

も破綻に立ち至るといふやうなことが

ございまして、特に嚴重にしておる

わけではございまして。

○油井賢太郎君 銀行がオーバー・

ローンをすることに對しては未だ默認

の形をとつておるのですけれども、そ

れに對する根拠ですね、当局としては

根拠があつて默認されてゐるのかどう

かといふことです。

○説明員(舟山正吉君) 銀行のオー

バー・ローンの形自体は、金融機関の

経営としては必ずしも放任してゐるの

ではないと思ひますけれども、これは

財政経済を併せ考へますと、銀行が

日銀の借入金金によりまして貸出を殖

やして行くといふことの止むを得ない

事情、それは産業資金の供給という面

から止むを得ない事情があるかと考へ

ます。これは機械的にこれを是正する

といふことはいたしておられないので

あります。

○油井賢太郎君 その点なんです。機

械的に規制をしないといふやうな方針

なら、何かといふと産業資金は枯渇し

てもどうなつてもいいといふやうに、

金融機関を通じていゝやうな資金の引締

めといふことをしよつちやう行ふので

す。そのため日本の産業界が非常な混

乱を來たすやうな場合がしよつちやう

あります。こういう点に對しては、一

体銀行当局あたりへどこからどうい

ふやうな指令で来るのか、或いは銀行

局はそういうことにはもうタッチしな

いのか、そういう点についてこの際一

つ発表願ひたいと思ひます。

○説明員(舟山正吉君) このオーバー

・ローンの限界、どの程度になればこ

れは非常に警戒しなければならんかと

いうことにつきましては、必ずしもは

つきりした結論は出ないわけではござ

います。過度に借入金に依存して貸出

を多くしてゐるといふやうな銀行につ

きましては、銀行検査のときにこれを

警告するといふやうな方法をとつてお

るわけではございまして。

○油井賢太郎君 それは個々の銀行に

ついてやるのであつて、まあオーバー

・ローンになつておつても、内容がよ

いと認めればそれはかまわないといふ

やうな方針なんです。

○説明員(舟山正吉君) オーバー・ロ

ーンの形自体、それは銀行の健全経営という面から見れば適当でないというふうな考へておられます。併し現状におきましては、資金供給の必要上、現在においてはどの銀行もオーバー・ローンの形になるという事は止むを得ない点もあるのかというふうな考へてお

りまして、それを機械的に抑えるという事はやつておられないわけでございます。

○油井賢太郎君 それがいよいよ新聞に現われておる通り、産業界で以て今資金難で非常に苦しんでいる際、銀行が適宜の処置で以て、銀行の責任においてオーバー・ローンをやつてお

る。そういうたようなこともこれは当然なんです。ところが一片の例えは日銀當局の談であるとか、或いは大蔵當局の談であるとかで、今度は金融引締めをやるというたようなことで以て、相当経済界に大きな影響を与えるので

す。あの出る一体根拠で、どういふたような場合に、そういうふうなことをどういふ筋の指図で以て出されるのかというこの我々は真実を知りたい。

○説明員(舟山正吉君) オーバー・ローンになるから銀行にこれ以上貸出をしてはいけなとか、抑制をせよという事は、大蔵省においても、日本銀行においてもやつておられないわけ

であります。ただ銀行が日本銀行の借入に漫然依存をして、日本銀行の貸出が非常に伸びて行くことにつきましましては、これは経済界に対する信用供給量の調整の問題として、或る一定の限界があり、又それは日銀の信用政策として調整をとつて行くという現状

であります。單にオーバー・ローンの形だけでこの信用を規制するというこ

とはいたしておられないはずであります。

○愛知一君 この免許基準案は、この両文が政令になるわけでありま

す。

○説明員(舟山正吉君) 先般の衆議院の御審議のときに急遽内容本位とい

まして修正いたしましたのでありますから、このままが政令になるかどうかはまだ十分研究いたしております。ま

だも、内容的には両部入るべきものと考へます。

○愛知一君 そうすると今度は将来情勢によつてはこの政令を大蔵省として変更されるわけになりますか。

○説明員(舟山正吉君) さうであり

ます。

○木村八郎君 資料の要求なんです

が、この九月決算で銀行の業績です

ね、大体わかつていっていると思ひますが、日本銀行、六大銀行につきまして、その決算のうち償却前の利益、それから税引前の利益、税引後の利益、資本金、それに対する収益率、これを資料として提出して貰いたいのです。もう一つ、日銀からの借入金金を各六大銀行についてお願いしたい。

○説明員(舟山正吉君) 承知いたしました。

一体どういふ仕事をさすか、又如何な

る仕事をさすために中央機関が必要であるかという点についていろいろ問題があつたのであります。差当つては

現在この信用協同組合の両国連合会の形で中央機関をこしらへまして、そこ

に一定割合で資金をプールいたしてお

りまして、例えば政府預託金の回収の場合の共同の保証とか、或いは整理資金を要する組合に対する一時の融通金の融通、そういうことをいたさ

している次第でございます。その他どうして中央機関がなければならぬという仕事がございますれば、尙これ

も法制化するといつたようなことにしたい。只今のところは暫くそれで様子を見ておるわけでありま

す。

○愛知一君 もう一つ最後に伺いた

いのですが、先ほどの質疑応答で大体わかるような気がするのですが、この衆議院の提案の法律案の改正案によつてこの事業免許基準が政令ででき

るということになると、現在大蔵省で免許に對してとつておられる態度と結局何ら変更のないことが継続されることになるのであつて、その点からい

ますと、これはむしろ提案者に伺わなければならぬと思ひます。それ

も、最初この衆議院で提案された趣旨と、それからこの政令云々という修正案を入れたことによつて、最初の衆議院の提案の趣旨がすっかり変わつて

来たと伺ふことは適當だと思ひます。が、當局側のお考へはどうな

るか。

つておられたそのまゝが実現するとは考へられませんか存じます。

○愛知一君 そうすると當局側のお考へとしては何ら協同組合の金融事業については変更しないでもいいという

ことに結局なされるのだと思ひますが、その点は如何ですか。

○説明員(舟山正吉君) 私共はこの免許が担当者の私意によつて、人によりましてまち／＼になつたり、或いは法律の狙つております狙い所が外れたりすることとは、これは戒しむべきこと

であると思ひますが、併しさればといつてこれをどういふ形にしてそういう点

がなくなるかといふことにつきま

しては相當疑問を持つております。この内規その他を公正なもの、厳格なものを拵えまして、担当者がそれに則つてや

るといふ何らかの措置を講じますれば、これまでの自由裁量による免許といふことで、却つて実情に適した行政が行なえるのではないかと

いうふうな考へております。

○委員長(小串清一君) 午前中の審議はこの程度で休憩いたそうと思ひます

が、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それでは午前中の審議はこれを以て終ることにいたします。午後は一時半に再開いたしま

す。

午後零時三分休憩

が、今日は徴税状況並びに徴税の方針について、国税長官の高橋君から御説明を求めたことにいたします。

○説明員(高橋君) 最近におけるこの今年度の租税収入の状況について御説明を申し上げたいと思ひます。

十月末までの本年度の租税の収入額は千九百六十八億円であります。予算額であります四千四百四十六億

円に對しては四四・三%ということに相成つております。昨年の同様の実績が予算に對しては四四・二%であり

ますので、大体昨年と同じ程度の収入を見ておる次第であります。従

まして租税全体といたしましては、収入の状況は大体において順調に行つておると申上げていいかと存じます。あ

ります。併しなからその内容について仔細に検討してみますと、源泉所得税並びに法人税におきましては非常に収入状況がよいのでござい

ますが、パーセントを申上げますと、源泉所得税におきましては、今年度の十月末

の予算に對する割合が六三・四%でありますので、これに對して昨年は五

七・三%でありまして、約六%程度今年が上廻つております。又法人税にお

きましては昨年は五二・一%でありましたのに對して、今年度は七七・六%と相成つて

あります。約二六%程度今年度は法人税においては収入状況がよいわけであ

ります。併しなから申告所得税の収入状況は必ずしもよくないの

でございまして、予算額千五百三十三億円で、十月末の成績が三百三十四億でござ

いまして、二二・二%にしか達してないの

でございます。而もこの内容について検討して見ますと、三百三十四億円のうち過半の金額が前年分の滞納を整理いたしました結果として入りました金額でございます。今年度の申告所得税の第一回の納入の時期であるところの七月の納税に対する収入の割合、又はこの十月末が納期であります。第二回の収入の割合というものは昨年と比較いたしました相対関係が相対してございまして、尤も十月末のものにつきましては、実は報告等が相当遅延いたしましたので、十一月の初旬の実績を取つて見ますと、その成績は十分に今直ちに判断することはできない次第ではあります。とにかく今年度は地方税の納期が下半期にかたまつておるといふような関係もあらうかと存ずるのであります。とにかく昨年の繰越滞納の分の収入滞納を除いて考えますと、今年の申告所得税は非常に成績が悪いということを申し上げてよいかと思つております。税法によりまして、本年春において税法の改正がありまして、今年度は予定申告に對するところの仮更正決定はいたさない建前に相成つております。言い換へますと、昨年度の所得金額に對して新しい税法による税率を掛けまして、その金額を第一回、第二回におきましてはその金額の三分の一ずつを納付して頂くという建前に相成つておるのであります。これが納入成績が非常に悪いといふことを申し上げざるを得ないのであります。大体十月末までの収入の状況は只今申し上げました通りであります。滞納金額の状況はどうであるかと申しますと、九月末現在におきまして、滞納になつております税額の總

額は一千一億五千万円と相成つております。而して又滞納の件数は七百二十万件に上つておるのであります。そのうち過年度分、即ち前年から繰越になつておる分が残つておりますものが七百三十七億円であります。又今年度新たに納税義務が発生しましたものにつきましては滞納になつておる金額が二百六十四億円であります。昨年度の繰越滞納の分につきましては、実は年度を越しました当時においては、即ち五月の一日におけるところの滞納の総額は約千二百億円に上つておるのであります。それが或るものは課税そのものに要するものがありまして、又は課税義務として争いがなければ、併しなから實際上支払能力がなくなつておるといふので不納の欠損の処分をいたしました。又はその後の納付をされたもの等が約四百六十億円の年度を越しまして、結局千二百億円の年度を越しまして滞納額が九月末におきましては七百三十七億円ということに相成つておる次第でございます。而してその繰越滞納にかかります件数は五百五十二万件という尙非常に膨大な数に上つておるのであります。御承知の通り二十四年度の税法は税法自体におきまして非常に大きな重い税率でもございまして、又二十四年度当初から大体物価の上昇の傾向が止まりましたので、既往年度におけるごくインフレの上昇によるところの時期的なズレといふものから割合に既往年度においては収入が楽な面があつたのであります。昨年度におきましてはそれがびつたり止まりましたので、結局現実

にその年度にあつた所得に対する税額がそのまま賦課されるという結果もありまして非常に徴収面におきましても困難を感じておつたのであります。納税者の納められる側におきましてもそういう面から相当に税の重さを痛感せられたことと存じます。又実際上納付が非常に困難であるという方も相当あるかと考えておるのであります。併しながら一方この滞納税額のうち大部分を占めますものは申告所得税の滞納の多いのは源泉所得税と相成つております。それでこの滞納税額をやはり確実に納めて頂くのでなければ、先ず第一に源泉税において徴収されておりますところの勤労所得税、俸給生活者の負担の均衡がとれません。負担の均衡を図ることもできません。又同じ申告納税義務者の中で早く納められた方との均衡もとれませんので、これは課税に對しての安当でないものがあります。場合においては、これは修正を随時して行くことにしたいと考えております。課税においては安当であるといふ場合においては、相當苦しい場合に、おきましては税の納付をして頂くという建前を以て実は滞納の整理については今年の七月以来非常に力を盡して参つておるのであります。勿論最近こそ相当特需関係のことが原因いたしました。物価その他一般の取引も活潑に相成つて参つたような傾向もございまして、一般的に経済界は相當に下向いておるといふような状況であり、又金詰りも相當深刻であるといふようなこと

もございまして、実際の運営に當りましては何とかいたしまして納税義務者の財産状況であるとか、又はその他経済状況であるとかいふようなものを十分に調査をいたしまして、そうして実情に副わない運営はできるだけ避けるという建前は堅持して参つておるのでございまして、何分にも非常に膨大な滞納の税額であり、而もこれをできるだけ早く整理することが今後の税務行政を円滑にする上においてどうしても必要であり、又公平の観点から申しましてもどうしてもこの滞納の整理をいたさなければならぬといふような観点からいたしまして、相當に滞納処分に當るところの職員も一般の、例えば直税でありますとか、その他の間税の關係でありますとか、その他の間税の關係でありますとかいふ方面から廻しまして、そうして徴収關係の職員を増員いたしまして、この滞納の整理に相當力をいたしておる次第でございます。尙今後の税務行政に對するところの方針でございますが、実は昨年度までは、先ほどもお話しいたしましたように、年度途中に申告所得税につきまして仮更正決定ということをしていたしましたのでございまして、この仮更正決定という仕事は税務署の仕事を非常に食つておりました。今年度は前年度の所得に對して今年の税率を掛けてその三分の一を七月の予定申告の際に納めて頂く、又更に三分の一を十月に納めて頂くといふように法律の建前が変更いたしましたので、我々の税務行政の上から申しましてそういうふうな仮更正決定の仕事は省略することができるようになりました。従つて今年度は当初から仕事のやり方も変更いたしました。先ず第一に資料調査を十分にいたす、いろ／＼所得の基礎になるところの資料を各方面から非常に力を盡して集めておるのでございます。その資料

を基礎にいたしまして確實な所得を把握するといふような努力をいたしますと同時に、昨年度は実額調査の割合が営業に關して申しますと、営業の納税義務者に対しては割八分の調査だけしかできていなかったものであります。あのほうにつきましては例えば店構えでありますとか、従業員の数であるとか、又は商品の在庫高といふようないわば簡単な外形標準を基礎にいたしまして、我々のほうの術語で申しますと権衡調査の方法によりまして簡単な調査をいたしまして、それによつて各納税義務者の所得を算定いたしました。そうして更正決定の通知を差上げるといふことにいたしておつたのであります。今年度はその実額調査の割合を四〇%まで引上げたいという考え方をいたして仕事の計画を作り上げ、すでにこの十日からその仕事を積極的に進めておる次第でございます。従つて今年度は税務の調査自体は一方において資料が相當整いましたこと、又時間的にも余裕がある、又非常に税務官吏が若くて経験の浅いものが多いのであります。それが、それでもとま／＼一年々々と訓練を積んで参りましたので、調査能力も又相當に充實して参りましたので、今年度は昨年よりも相當いいところの調査ができる。従つて確實な調査に基いて申告もお願いするようになつていまして、又更正決定を止むを得ずといふような場合におきましても、そういうふうな調査に基いて確實な調査ができるといふことを期待し得るかと思ひます。併しながら根本の問題としては、申告納税制度といふのはこの前も申し上げたかと存するのであります。調査をしないで申告を信頼

合は、昨年から一五・七%に減少して、今年度は一一・二%でありまして、今年度のほうがずつと成績が悪くなつておるののでございませう。

○木村龍八郎君　これから先ほどのお話を過年度分の滞納ですが、これは十月十二日の時事新報に出ておつたのでございませう。

で、時事新報によりますと八百六十億の申告所得税滞納のうち、二百億円は決定補正としてこれを六百六十億として、更にこれが困難の場合には半分の三百億程度で一応打切る。それから更に今年度の滞納も出て来ておるので、今年度の申告所得税予算額一千

五百三億を二百五十億落す。そうして結局その不足を源泉徴収分の増収、これが九百八十三億圓を一千百億とする。それから法人税の増収、こういうものによつてカバーするということが出ておるのですが、これはこの新聞の記事は間違つておるんですか。

〔説明〕「補正予算案」その読み方「こ今年度の補正予算」についての報道であらうかと考えるのですが、予算額について確実な数字は私今記憶しておりませんが、大体その通りではないかと存ずるのがありますが、ただ納額の処理につきましては実は私共非常に慎重な態度をとっておるのであり

まして、お話の二百億円の誤謬訂正減というものにつきましては、これは審査の請求が相当ありましたものをその審査の請求が相当ありました結果、課税後すつと調査いたしました結果、課税所得におきまして二百億円の減が最近までに大体出でるのであります。課税の面につきましては、審査の請求の

処理は全部完了いたしましたので、
れ以上の減はあるまいかと思ひます。

それでこれは大体どういふことかと申しますと、二十四年度の申告額並びに更正決定によるところの増減額、その合計が約千九百億円と相成つております。申告所得税につきまして、その千九百億円と当初決定いたしましたものについて相当大きな割合で以て審査の請求が出ておつたのであります。その審査の請求に対して一々調査をいたしました結果、減になりましたものが約二百億、従つて千九百億円が訂正されまして誤謬訂正の結果、千七百億円余りになつたかと存するのであります。而して今後然らばこの残つた滞納金額というものが完全に取れるか取れんかという問題であります。あとは誤謬訂正によるところの減は殆んど多くはあるまいかと存じますので、結局各納税義務者の財産状況その他の点からいまして、不納欠損になるものがどれだけあるかということが問題になるかと思ふのであります。丁度昨年度におきまして相当不納欠損額が出たのであります。これは実は非常に収入を急ぎました関係もありましたし、又税務署の人数が十分なかつたというふうな関係からいまして、納税義務者のいわば財産調査が十分に至つていなかったというふうな欠陥を今年度になりました。申告調査の結果見出したのであります。それで従つてそういうふうなものにつきましては一旦不納欠損の処置をいたしましたけれども、更に追及するという措置をとつておるのでございまして、従つてそういうふうな昨年度相当出ました欠陥を今年度は再び繰返さないという考え方を以て、不納欠損につきましては実は非常に慎重な態度をとつておるのであります。相当十

分に調査した上で、本当に払うべき能力がないという場合に初めて不納欠損の処置をとるといふ考え方でありますので、従つて今後どの程度不納欠損が出るかということにつきましては、今のところ見通しが立たない次第でございます。

○木村福八郎君 先ほども長官からお話がありました。その後物価の騰貴その他で生計費なんかも膨脹して行く、こういう問題は源泉徴収者でも申告納税者でも同じだと思ひます。それでこの申告納税のほうの減を源泉徴収のほうの増でカバーするといふ仕方、どうも最近のやり方は申告納税のほうでも取れないのを、源泉徴収のほうでも取れないのを、源泉徴収のほうでカバーする傾向で、だん／＼国民所得から見ますと個人業種所得のほうは勤労所得よりも多いのに、だんだん勤労所得のほうに、即ち源泉課税のほうに近づいて来て、申告納税のほうにそれが近づいて来ておるのであります。これは非常に不均衡だと思ひますが、本当はやはり勤労者のほうにも均等にしなければならぬと思ひます。けれども、若しこれが伝えられておるようによい正しくすれば千億、本年度勤労所得千億になつて非常に近付いて来てしまふのです。それに遠くないのです。申告納税とこういうふうなバランスの問題ですね。これはどういふふうにお考えですか。

○説明員(高橋審署) この問題は生計費の問題、その他から考えまして、一つは税法の問題に相成るかと思ひます。ごさいですが、税務行政の問題といひましては、その比較は実は滞納者が全部整理されました結果を既往年度の予算に追加して比較して頂くといふことによつて、国民勤労所得との権衡もとれるかと思ひます。実は申告納税の所得税につきましては、暦年を過ぎましてからその年度の所得の計算が初めてできるのでございまして、従つてそれに対して調査をし、又御本人にもお調べ願つて申告をして頂く。その上で納税をする。勿論予定申告の段階において或る程度納めて頂くといふことに相成つておるのでございまして、従つて相当期間のズレができるというところは、これは止むを得ざるというところであると考えてございします。むしろ今まで税務行政のやり方はその年度内に何とかして申告所得税につきましてもその収入を上げたといふこととに余り熱心でありました結果、例えば昨年度一割八分の実額調査をいたしましたのであります。その一割八分の実額調査といふものも前年度やつたものは極めて僅かでありました。例えば八割とか、九割とかいふふうな調査しかできていない。それを一年引延ばして推定をして課税をするといふふうな建前をとらざるを得なかつたのであります。ところがこれは税務行政の本来のやり方から言ひまして、むしろ何と申しますか余り適當でないといふふうな考えられます。殊に十二月という月は営業に關しましてはどうしても相当取込みが多いのでございしますが、十二月の月を除いた調査といふことが困難になるのは、どうしても推定の分が多くなつて本當に適切な真実に合つたところの所得は把握しにくいといふような面もございします。できるだけ調査を繰延べいたしまして、そうして或る一定期間の中には必ず公平を期し得られるといふふうな方向に持つて行き

たいといふふうな考えておる次第でございます。又滞納の整理につきましては今でも実は非常にあせつてやつて来た実情にあるのでございします。これは歳入の確保を何とか早急にしたいといふような考えもございまして、そういうふうな気分が出ましたのも止むを得ざるであつたのでございしますが、これも歳入の状況と見合ひをいたしまして、何とかしてもう少しゆくりと、併しながらその年度だけにおいては或るほど数字の上で公平に行かないかも知れないけれども、その次の年度一ぱいを勘定に入れてお考え願うならば、必ず相当公平を得たところの負担になり得るというところに持つて行きたい。そういうふうな考えを以てまして滞納に關しましても年度が多少過ぎましてもこれを打ち切る、又不納欠損の処分をするといふようなことをしないで追及するといふふうなことをしたいと考えております。

○木村福八郎君 もう一つ伺いたいのですが、最近、今日のお話を聞きました。法人が税制改正によつて非常に税金が安くなつて来たために最近個人が法人に組織替をするという傾向ですね。これは何か具体的にどの程度というふうにお分りですか。

○説明員(高橋審署) 二、三年来法人の数が非常に増えて参つております。お話の通り……これは税法の点もあろうかと思ひますが、一つは法人の調査につきましては、実は割合ゆつくりやつて参つたのであります。大体一年分なり二年分なり溜めてやるというふうなやり方で、而も全部調査をするという建前をとつて参りましたために、相当期間が遅れた。それで法人を作り出した当初においては、すぐには、つまり事業年度が経過して申告が出ました後において、初めて調査に行く。従つてその期間では税務官吏が来ないといふところから、年度内に法人が軽くなるのだという感じを与えておることが相当原因しておるのではないかと、いふふうな考えております。で、実際の税法の比較は我々のほうで始終やつておるのであります。地方税を除いて考えますと、個人と法人の負担は大体期し得られると考えておるべきであります。ただ或る種のものにつきましては、例えば事業税であるとかいふような面から、或いは法人のほうに負担が軽いのではないか。これは所得階級によつて相当上下がございします。そういうふうな難いも見えます。が、今後地方税法の改正が行われるといふようなことになれば、その間の負担の均衡も十分得られるのではないかと思ひます。とにかくそういうふうな税務行政上の仕事のやり方と申します。一年なり二年なり時期が延びるというふうなことののために、結局法人が非常に利益だといふ感じを与えておる点が相当あるように感じられるのであります。私共の、法人といひましては、今後新設法人については、先ず最初調査をするという建前をとつて、成るべくそういうふうな欠陥をなくして行くように、そういうふうな感じが起ることをなくすような方向に進んで行きたいと考えております。

○木村福八郎君 併し只今地方税を除いてはとおつしやいますけれども、今度の税制改革で住民税の所得割は法人はなくなるのですから、そうしてその

附加価値税をかける筈であつたのが、

事業税、事業所得税の存続ということ

で、これは非常に法人はその点でうん

と軽くなる筈です。ですからそれは個

人が法人に組織替へすることによつ

て、所得税の収入に今後影響があるの

じやないか、こういうふうな考えられ

ると思います。相当常識から考えても

法人に組織替へしなければ非常に損だ

と思うのです。我々考えて、特に住民

税が所得割がなくなるといふ点が随分

大きいと思うのです。百万円納めると

ころが、二十四百円でいいのですか

ら、その点は非常に差があると思ふの

ですが、そういう影響はどうなの

ですか。今後相当急速に個人経営が法人

は確かでございます。

○木村八郎君 どうも国税について

は考えておられないじやないですか。

それならシャブ税制改革の意味がな

いわけでは、あれはそういう任意

資本蓄積をやるために三割五分の法人

税、普通税だけで、超過所得税をなく

し、清算所得税もなくて、非常に有

利になつて来るわけでは、国税面にお

いても有利でなければおかしいと思

ふのです。その点どうなるのですか。

○説明員(高橋衛君) 大体個人と法人

と比較されますのは少額所得者に、

少額と申しますか、中小の程度の所得

者に多いのでございまして、それら

人につきましては、多くは例えは同族

傾向でございまして、年々大体一万乃

至一万五千くらいの法人が殖えてお

かと思うのでありますが、そういうふ

うな観点から申しまして、而も法人に

なる方々はどちらかと申しますと個人

の中でも高収入又は中程度の所得者に

する人が多いという関係からいたしま

して、どうしても申告所得税がその分

だけ減りまして、その分だけ法人税が

殖えるという結果になることは自然的

の勢いであると考えております。

○木村八郎君 法人税の最近の増加

か何かの数字がございまして、ござ

いましたら今でなくともよろしいで

すか、あつたらお願いいたします。

○説明員(高橋衛君) 承知いたしまし

算の見積りということは主税局に属し

ますので、私のほうからお答えするの

は如何かと存じますので、差控へさせ

て頂きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 さつきからの御説明

を伺つたのですが、昨年度は今年度と

比較してそう今までのところ徴収実績

というものは余り変りないというふう

に聞いたのですけれども、ところが今

年は地方税が非常にウェイトが重くな

つて国税のほうは軽くなつておりま

す。そういう点から見ると、我々はこ

の数字を拜見してもつといい成績にな

つていなくてはならないじやないかと

思ひますが、そういう点について国税

庁の努力が足りないというか、或いは

国民の実際の納税に対するところの

いわれる力が足りない、いづれかと思

ふのですが、これに対しては長官はど

ういふふうにお考えになつてお

りますか。

○説明員(高橋衛君) 地方税と国税と

総合的に見た徴収実績というものは、

実は私共数字を持ちませんので見当が

付かないのでございまして、地方税が

殖えて国税が減つたのだから国税はも

つと割合がよくないが、昨年度でな

いじやないかというお話でございま

す。実はあつちこつちの地方で聞いて

見ますと、むしろ地方のほうは非常

に手数が多く、又役場の人が顔見知り

であるというふうな関係からでありま

ども、あつちこつちの税務署で見本

に聞いて見ました結果が、そういうふ

うな実績が出ております。従つて地方

税のほうも少くとも十月末等における

ところの徴収実績は相当によくて、国

税のほうが悪いというふうな点から

いたしまして、全体としてその成績が

いいんだというふうには考えていいの

であります。

○佐多忠雄君 今に關連して……そ

の点は十月以降はそういうことが言

えるかも知れませんが、少くとも九月

までの間は油井さんの言われたよう

なところが妥當するんじやないでし

やうか。

○説明員(高橋衛君) この問題は同時

に日本の経済全体の見方というものに

關連するかと思ひます。少くとも

我々の見方からいたしますと、少く

とも朝鮮の特需關係がございまして、

それが廻りますに至りますまでは物価は

統計によりまして、或る程度下つて

おります。又金詰りの状況も非常に

な状況にあるというふうな点から

いたしまして、ただ税務官吏の努力が

昨年と比較して足りなかつたという

ふうにも感じておりませんし、国民の

協力も特に悪くなつたというふう

には感じない次第でござい

ます。

○油井賢太郎君 もう一点、最近第三

國人に対する徴収状況を今分つて

ましたら御説明願ひたいと思ひ

ます。

○説明員(高橋衛君) これは特別に

調査を取つておりませんので……

○油井賢太郎君 大体で結構です。

○説明員(高橋衛君) 漸次第三國人

につきましても徴収につきまして

相当徹底したやり方をとつて参つて

おります。抽象的に申し上げます

な

一

一

一

一

一

一

らば、昨年よりも余ほど徹底したやり方をやつておるといふことを申し上げていいかと思ふのであります。ただ数字的にはまだ区分して最近取つておりませんので、ちよつと数字的に御答弁申上げる資料は持合せていない次第でございます。

○油井賢太郎君 それでは昨年度と今年度の第三国人に対する課税状況の資料を一つお調べになつて出して頂きたいと思ひます。

○説明員(高橋衛君) これは極めて大ざつぱな調査になるかと思ひますが、それで御了承を願ひましてできるだけ早く提出したいと思ひます。

○油井賢太郎君 これはなぜかういふことを申上げるかといふと、最近街を歩いて例の三万台の自動車といふのが非常に激増です。そういう点から見ても、いわゆる第三国人は経済的に非常に恵まれていて、そういう方面の納税負担といふものはどの程度になつておるかといふのを一応我々知りたい。若しああいう方面に大きな脱税というやうなことがあるなら、これは国民としては甚だどうも感心した点じやないと思ひます。或る程度そういう点も国税庁のほうでよく御調査になつて、日本人第三国人の間に較差がないやうに御努力願ひたい。こういう点で調査表を出して頂きたい。こう申上げたわけでありませう。

○説明員(高橋衛君) 外国人の中には、いわゆる第三国人と然らざる人とおる次第でございますが、三万台の自動車はその双方にある問題でございます。而して今まで納税義務のなかつた外国人に対しても、この七月から非常に低い率ではございますが、税を納め

て頂くことに相成りました。この税務の仕事は特に国税庁で以て直接に直轄をして、相当慎重な調査をして行くといふことにいたしてありますので、その後の権衡も今後は漸次とれて公平な負担になり得るかと思へるのでございます。

○松永義雄君 徴収の方面から見ても所得の分布とか、動きといふものは徴収の成績ですか、例えば法人がよくなるとか徴収が非常に成績がいいとかおつしやつたのですが、平均に關係したことですけれども、徴収の方面からどういふ結論が出来ますようか。

○説明員(高橋衛君) 差上げました資料の中にたしかそれに該当するものが一つあるかと思ふのでありますが……これは従前にむづかしい調査でございますが、これは東京、大阪に關しまし都会地の主たる税務署二十五署のみについて調べて見たのでございませうが、これで非常に顯著に分りますことは、例えば二十万円以上大体五十万円未満の程度になつておるかと思ふのであります。大口の所得者としては滞納者は別途に表を作つておりますので、その全体のパーセントから申しますと、納税義務者の数としては二十万円以上の人が二割九分になつておるのであります。ところが滞納金額が六三%占めておるといふ数字が出ておるのでございませう。こんな点から考えまして、やはり二十万円まで、以上の何と申しますか、少し中産階級に近いところの税の負担が非常に重く、従つてその階層が、例えば實際上社会的に相当経費が、生活費その他もかかるというふうな關係もあるかと考へるのであります。そういうふうな階層が一番滞納

になつておる率が多い、而もなか／＼徴収も困難である状況になつておる。これがこの表によつて窺へるのでございませう。

○松永義雄君 最近はどうですか。そのことはまだ出て来ないでしよるか、朝鮮問題以来……

○説明員(高橋衛君) この税に現われます数字は実際の経済界の状況と相當時間的にもズレができてまして初めてはつきりするものでありまして、まだそこまではつきりとして出て来ておらないのでございまして、税の面からはそれを判断し得るところの材料を得られない状況でございます。

○松永義雄君 先ほど法人税と個人の所得税との割合がありましたけれども、今日の一体輿論では法人になつたほうが安くて個人のほうが重い。これはもう通論になつておると言つても過言でないと思ふのですが、あなたの方のほうでないでしよるが、決定のほうの問題になるでしよるけれども、個人のほうの経費は見えてくれない、法人のほうはどん／＼経費を見る。こんなことは常識的にもう殆んど誰しもが考へておるところであります。考へておることが、それが法人の決定のときに経費を見えてやつて、個人のほうばかりとも経費を見えてやらないといふことが個人のほうの負担が、税金が重くなつて来て、感じでなくして實際数字の上でそれが現われておるんじやないかと思ふのですが、それが故に最近もこの個人の商店でも我慢ができなくなつて来て、そして法人にしようしようともう一つの流行のようになつた。昨年以来殊にそうですけれども、最近に至つて地方税の問題もかつて

来る。もう法人にしなければ家は立たないといふくらいもうみんな考へておるんですかね。決定の場合に経費の面というやうなことを、差別をつけておるんじやないのですか。

○説明員(高橋衛君) 所得税法におきましては、収入を得るに必要な経費は、全部を経費として見たわけでございます。又法人の場合におきましては、繰入金から繰出金を差引くという建前になつておるのでありまして、その原則そのものは何ら差異がありません。ただ法人の場合は、そこに働いておる人の経費が結局給料が経費として認められる。ところが個人の経営の場合におきましては、その主人の給料に當る分が所得として算入されるという点が變つておるだけでございます。

○松永義雄君 そう簡単に答えられてしまふと……(笑聲) 實際面においては非常に苦しいですよ個人は……。それは新しい民法から言へば、みんな加算して行けば、親父が死んだとき平等に振り分けて、株券が渡つて、そういう面では便利かも知れない。併し實際問題としては決定係の方は非常に不公平ではないか。

○説明員(高橋衛君) 實際の調査としましては、法人は個人より多く、実は税務官吏を振り分けて、割合から申しますと。そうして、できるだけ徹底した調査をしたいと考へておるのでございませうが、そういうことで、大体新設の法人等について、同族關係のものが非常に多いのでございませうから、そういうふうなものにつきまして十分に調査をするといふことによりまして個人との間の均衡は、實際の運営上は十分にとつて行けるというふう

考へておるのでございませう。ただ先ほど木村さんの御質問に対してお答えいたしましたように、ただ従来どうしても決定が遅れる。而も新設のものは、登記所に行つて初めてその法人の存在を掴みました。そして会社の事業年度が済みまして二ヶ月後になつて初めて申告書が出て来る、それに対して調査して行くといふふうな、どうしても、一年から一年半くらいの期間、プランクができる。その間結局税を納め込んで済むといふふうな期間ができるのでありますから、それが一つの大きな魅力になつておるのじやないかという感じがするのでございませう。従つて我々もいたしましては、そういうふうな新設法人につきましては、一方同族会社に對するところの加算の税率を、十分に的確に適用するといふこと、並びにその他認定規定等を十分に働かすといふこと。いま一つは、できるだけ優先的にそういう人の調査をしたいと申すといふことによつてそういうふうな時間的なズレの間隔もなくなつて行きたいというふうな考へておるのであります。

○松永義雄君 同族会社のことを言われましては、私の言ふのは同族会社じやなくて大きな会社のこと、まあこの頃は何十万人とか株主があるといふふうな会社がある。そういう会社における経費といふものは非常に寛大に見て、そして個人の場合においては、見ないといふ場合が、どうも我々として感じられる。もう一つ言へば、貯蓄といふことにもなるでしよるし、法人のほうは浪費してあるといふことです。半面個人のほうは割合にまじめにやつておる。自分の仕事であるのですから。まじめにやつておる。一生懸命儉

約してやつてゐるのにどん／＼持つて行かれる。法人のほうはどん／＼滯費しておつても経費と見られる。そうして小さい所得だ、こういうふうに見られてゐる傾向があるのではないか。そういう点は、調査が足りないというのか、いろいろの關係があるということ

を……。

○説明員(高橋衛君) 大法人につきましては御承知の通り法人の経費として、例えば交際費というふうなものが一番調査の対象になるのでございますが、こういうものはシャウブの報告にもありましたが存するのであります

が、できるだけ厳格に調査して行く、アメリカ等の実際の調査の状況を見てみましても、交際費、旅費というものを一番調査の対象にしてゐる。こういう状況でありまして、やはりお話のように若しもそういうものが滯費されてゐるとか、やはり現実に個人の交際費であるのを会社の交際費であるというふうな面については十分調査を徹底して行く方針でやつておるのであります

まして、お話のように大法人の場合は寛になつておる、個人の場合は非常に厳になつておるといふふうなことは絶対にないようには懸けるつもりでございます

○委員(小串清一君) 本日は三時までというお話をございまして御通知して、すでにあとの方も見えておるのでございまして、如何でしょうか……。

○木村義八郎君 ちよつと希望だけ……。

○委員(小串清一君) それでは簡単に一つ。

○木村義八郎君 この間国税庁長官のところに行きまして、二十四年度の滯

納処分が非常に行き過ぎの点があるというところをいろいろ陳情したわけですがね。その後そういう点についてはどうなつておりますか。特にここで長官に希望したいことは長官自身はわからないで、末端のほうで相当行き過ぎがあるように我々は感じられますので、その点について何か方針を下部に徹底するようにやつて頂きたいです、又おやりになつたらどうか、その点ちよつと。

○説明員(高橋衛君) 滯納処分につきましては、まあそれに当る者が實際存在しまして、誠に遺憾に存するところでござい

ます。先般木村議員の御指摘になりました事件は、実は調査いたしました結果、結局滯納者の対外信用等を考慮して正式の滯納処分によることなく御本人の希望というか、お話をしました結果、よろしいというところで実はやつたというところを税務当局は言つてゐるのでございまして、併しなからその際に御本人の承諾書を得てなかつたという

ことは、これは重大な手落ちでござい

ますから、今後は必ずそういう場合に承諾書を得てやるといふふうな嚴重に注意を促して置きました次第でござい

ます。どうも滯納処分をいたします際に、例えば水菓子でありますとか、野菜であるとか、魚屋さんであるとかいふような方々がありまして、而も商人が商品に差押えするものがないといふふうな場合におきましては、やはり納税者の御協力を得て、その人の売上げをできるだけ上げて、それを税金に少しづつ廻してやるといふ方法より考

えざるを得ない場合もあります、それを正規の滯納処分の方角に持つて行

きますと、結局全部が無駄になつて収入が得られない、双方に利益じやないといふふうな観点からいたしまして、できるだけ御本人の承諾を得て御納得の上でやつて行くということにいたしたいと考えております。

○委員(小串清一君) どうも御苦労でございまして。それでは租税行政の調査はこの程度にとどめまして、かねて御通知しました貿易金融並びに金融一般について、元の正金銀行の取締

役の加納久朗君をお招きしておりますから、これからそれをお伺いいたすことにいたします。

○参考人(加納久朗君) 今日お招きに

あずかりまして今委員長からお話になりました貿易金融一般及び今の敗戦後における日本の金融というものをどういふふうにしたらいのかということについてかいつまんで私の意見を先に申し上げまして、後から御質問にお答えする、こういうふうにお願ひしたいと思ひます。

第一に日本が敗戦後の非常に頻りに貧窮になりまして経済を復興し、且つ富国にまで持つて来るには非常に長い時期が来たといふ点を第一に触れたい。それから第二にそれにはどういふふうにしたらいのかということ、これは減税と外資導入ということしか途がないといふこと、それからその次に日本に欠けてゐる長期の資金の金融ということ、それはどういふふうにするべきかということ、それから輸出輸入の金融ということ、それは今の形では極めて不満足な状態にあるから、この組織をどういふふうに変えなければいけないという問題について、大体そういう順序でお話して行きたいと思ひます。

朝鮮事案が勃発いたしましたして、日本の経済がドツジ・ラインで、息を抜きそうになつておつたものが、非常に息を吹返して形が違つて参りました。丁度第一次戦争の起りました前夜には日本の在外資金というものは非常に欠乏いたしておりました、当時棉花を輸入するといふことの資金さえなくて、どうしたものであらうかといつて非常に案じたものでございまして。それが第一次戦争が勃発いたしましたと非常な輸出が起つて参りました。それから従つて日本の輸入というものは活潑になつて参りました。又輸出が起つて行くといふことで大變な活潑な輸出を日本がいたしました結果が五年間に二十七億円の金を日本が獲得することができたわけ

でございまして。当時私はニューヨークの正金銀行におりましたのでござい

ますが、毎船太平洋から出します船に金を積むのでございまして、金というものは一船に積む量が大ききまつております。それ以上積むと保険がつかまつ

ります。それから極めて限られております。それで太平洋から船の出ます、毎船金を積んでも間に合わないといふくらいに日本がお金を儲けた。それでもまだ足りないで一方今日起つておる問題と同じような為替銀行に円の不足という問題が起つて参りました。今日の

ように全般に円不足というものが起つたのではなくて、為替銀行の手許に円の不足が起つて来て、当時横浜正金銀行はイギリス政府、それからフランス政府、ロシア政府、こういうもののために日本で円の公債を発行いたしました、そして円資金を賄ふといふくら

いに日本がお金を儲けたのでござい

ます。当時の為替相場が二円に對しては

ぼ一ドルという為替相場でございま

した、当時のドルはオンスが二十ド

ルしておつたときであつて今日は三十

五ドルしておるのでございまして、

当時の儲けといふものはアメリカのお

金でも五年間に二十億ドルをきけい

に儲けたといふわけでございます。その

くらいに日本があの戦争で儲けられた

のであります。ところが今度のこの朝鮮事案が勃発して、これが大戰争に勃

発してしまへばもう万事窮すでござい

ますけれども、仮に今のような軍事競

争といふものが英米の陣営とソヴィエ

トの陣営に續いて行つたならば、どう

いふことになるかと、アメリカ

が今年に使用します軍備の費用とい

うのが四百七十億ドルと申してお

ります、来年は五百億ドル、再来年

が五百二十億ドルといふ金を使ひ

ます。フランスもイギリスも大きな金を軍備

に使う予算を出してあります。ソヴィエ

ト自身もそれからソヴィエトの衛星

国も同様にお金を使う。これを併せて

見ますといふと恐らく幾ら内輪で見

積りましても世界で軍備に使つて行

く、つまり無敵遣いをするために使

て行くお金が一千億ドルあると私は思

ひます。仮にそれが三年続いたとい

つたして、日本がその三分を儲ける。

儲けるといふのは何も直接軍需品を

売るわけではありません。彼らのすべき

商売は我々の手に来て、東面の圈内

に商売をするといふことになり

ますから、三分として、楽に百億ドル

もの金が儲かると思ふのであります

であるからしてこの機会にうんと日

は儲けて、そして單に経済の回復を

するといふばかりでなしに、世界の富

国にするといふチャンスが日本に与え

らる

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

られていて、こういうふうには私は信じておられます。従つてこの貿易に対する金融というものは、余はど田舎に行つて支障のないようにして行かなければならない、こういうふうには私は信じておられます。その点において今日の輸出、輸入貿易というものは、非常に不満足なものであるというふうには感じております。で、私はこの為替管理委員会が今持つておられる四億ドルのドル貨というものが、恐らくこれが忽ちのうちに五億になり、六億になり、七億になるのだと思つております。それは輸入するために計画を立てまして機械とか技術とかというものは六ヶ月先、或いは八ヶ月先でなければ入つて来ない場合がありまして、今買つてという計画を立てても、そのドル貨が溜り、又更に輸出が続いて来て溜るとこういうことになつて相当多くの金が溜るものと思つております。それでございいますからこの際どうしても日本は原料がど／＼上つて参りますから、上らないうちにできるだけ日本に入れて置く、そうして同時に日本の遅れております二十年以上も遅れておる技術、及びその機械を改め、そうして二年又は三年の後は国際レベルの機械技術にして、そうして軍備競争が終つたときには、日本はこの国に対してはも負けないだけの技術と、それから機械を以て、国際水準で以て堂々と向つて行くという態勢に、この際こそとつて行かなければならぬものだと思つております。ところでこの為替管理委員会の持つておられる金のごさいですが、商売としてはこれは全く落第なんであつて、安いときに売つてしまつた、そのお金が三億ドル以上も溜

つて、そしてそれを今度は補充しなければならぬという、原料を買おうとしたときには、原料が上つてしまつた、というのでは、商売としては極めて拙劣なやり方だと思つてます。でこれはやはり後家さんのお金を大事にするような考えで、輸出はなるべく奨励するが、輸入はなるべく少くする、というふうな考えからこのお金は溜つたのであつて、そういうけちな考えではないのです。とにかく借金をしてでも原料を輸入して、日本は出さなければならぬ、という考えで行かなければならぬのです。遺憾ながら日本銀行でも、為替管理委員会の当局でも、そういうふうな考えでなくて、今のようにお金が溜つたと、これは私は大変拙劣なやり方だと思つておるけれども、実際はそういうふうなわけな商売ではないのでございいます。だから前のことは仕方ありません。三億円の犠牲を払つたとするならば、今後起るべき十億ドル、二十億ドル、三十億ドルといつて来るものは、そういうへまをしないように皆様方も御後援願つて、そうして当局を鞭撻して頂く必要があると思つております。

それから外資導入という問題に第二に触れて見たいと思つてございいます。この戦争が終りましたから、外資導入という問題が非常に多く言われて、やあ只見川の水力電気に外資が入る、どここの会社に外資が入る、どこに日米共同でやるのだという話がございます。またたけれども今のところそういうようなところへ来た外資というものはニツケルもない、五銭の金も入つて来ていないと思つてございいます。それで

外資というものは一体どういう形から入つて来るのかという、丁度個人がお金を借りますのに、初めからこの金を君一つ二年間貸してくれ、三年間貸してくれと言つたらとても貸してくれない。けれどもここで私は仕入れをしまして、そうしてこの仕入れたものを二ヶ月先、三ヶ月先でそれから三月だけお金を貸してくれないかと言へば、それはいいから貸して上げようというふうな金を貸してくれる人があるというふうなわけで、外資の導入と言ひましても、長いものを初めから貸さんかと言つても初めから無理なんで、これは短資のものから外資というものは入れて行かなければならぬ、こういうわけでございいます。ところが昨年の八月にニューヨーク・ナショナル・シティ・バンクのレオ・チェンバレンという人がこのチェンバレンという男は戦争前から日本におり、又戦後直ちに日本に来て、二十年の経験を持つておるものですから、見渡すところ如何にも日本の銀行屋さんたちが知識が薄くて金の毒だ、何とかしてこれはアメリカの金を入れて日本のファイナンスといふものを、輸入金融といふものを上げて上げたいといふことで、自分のところの資金をつまみ外資導入の初めとしてここに先ず六百万ドルばかりの金を日本の銀行のために短資として上げて、そうしてこれだけで自分のところの銀行の金で日本の輸入といふものを賄つて上げたらどういふものであろうか、一体それが賛成されるかどうかと考へ、一万田鶴蔵を訪ねまして、木内為替委員会の委員長も一緒に話をした。それでその話を持出したところから輸入は今まで九分近いお金で輸入

事がなくて、まあ結構でしょうというお話で、一週間経つてもはつきりした返事が無い。それはどうも余り話がよ過ぎるので、自分のほうは嘘じやないかと思つて御返事しなかつたけれども、本当なのかと言ふ、それならばやつて貰いたいといふことで、又チェンバレンが日本の為替銀行全部を訪ねまして、十一行の銀行に或るところは七十五万ドル、或るところは百万ドル、或るところは五十万ドル、或るところは二十五万ドル、或るところは十五万ドル、おの／＼こちらから見たこの銀行にはこのくらい信用を貸してもいいというくらいにもの信用をお貸するといふ約束をして、それだけの限度においては常にアメリカから輸入して来る為替の金融は私のほうの金で上げて上げましようといふことを言つてくれたわけでありました。それが三ヶ月の形で、そうしてアメリカのお金を四銀行に一分差上げる。日本銀行は一分輸入商から取る。そうすると輸入商は五分で輸入ができるというようにしたのでございいます。それで一体日本の輸入の状態はどうであつたかといふと、昨年の八月までのやり方といふものはすべて参差のやり方で、つまり物が来てしまふばすぐそこで現金を払わなければならぬ。現金を払つて物を受取る、こういうわけでありました。現金を払つて物を受取るというにはその銀行は市中で借りなければいけない、日本銀行から借りなければいけないといふことになる、八分七厘といううな利息でなければお金ができない。だから輸入は今まで九分近いお金で輸入

しておつたものが、それだけの途が開かれただけで五分で輸入する途が少いけれども開かれた。これが短資の外資導入といふものをやりました始まりであります。それでニューヨーク・ナショナル・シティ・バンクがそれをやりましたので、これはこうしちやいられないといふので、チェイス・ナショナル・バンクといふのが私のほうでもやつてもよろしいといふことで、全体から言ひましても恐らく四、五百万ドルの信用を貸さる。それからバンク・オブ・アメリカ、これもやはりこうしちやいられないといふので、信用を貸さる。結局今日ではフランスで約百億圓に近いものが今の外国銀行の信用を以て日本に安く輸入できた、こういうわけです。それがつまりこの間うちから問題になつていたユーザンス・ビルというものの一番初めで、外国銀行がユーザンス・ビルで信用状を出してやつて日本の輸入をやつて上げましよう、こゝ言つてくれたものを日本のほうでがた／＼と、まあ為替委員会では賛成でありましたけれども、そんなものは、三億ドルも金があるのに外国銀行の金を使う必要はないじやないかとかいふ意見もあつて、ちよつとまつてゐるわけなんです。けれども日本のように輸入超過を続ける国で以て、而もこれだけの貧乏な国が、人が今短期であらうが五分で金を貸してやろう、それで輸入を助けてやろうといふものを断るといふ手は私はどうしてもないのだと思ふ。それをしてゐるのであつて、これはもうできるだけ早い機会にこの門を再び開けて、これだけの外資を導入して行かなければならぬものだと思つてゐる。こういうことで

嫌やがらせをすればどういふことになるかという、長期の資金も入つて参りません。もう一つ、この外資導入というのに対して日本の銀行の態度はどうであらうかという、これは非常に結構、これはどうかしてやつて貰いたいというのを言つておられますけれども、日本の銀行ではまだこういう疑いを持つてゐる銀行がある。外国銀行がどうもドルを売つて、そうしてこゝへ円を持つて来られて、それで日本では貸付けなんかをやられたら日本は本銀行はたまつたものではない、成るべく外国銀行はそういうことは進出して貰いたくないという考えを日本の銀行で持つておられる方がある。ところがこれは全く御心配無用なんです。まだ外国から見ますと、日本の円というものは安定した通貨だとは思つておられません。ですからドルを売つて円を買うというふうな外国銀行は軒もありません。そういうことをしては本店のほうで、そんなことをしてはいけないと言ふのでやしません。ですからできた結構です。若しドルを売つて日本銀行から円を買つて、それで日本の中に投資するとか、或いは貸付けをするという銀行があつたならばこんな結構なことは私はないと思う。併しそんな危険を冒す銀行はないです。それからもう一つは非常に哀れなお話を申し上げますけれども、日本の今全国の銀行の預金を合せて八千八百億圓と申しております。これを三百六十圓の為替相場でドルに直して見て、そうしてここにありますニューヨーク・ナショナル・シティ・バンクなり、或いはチェイス・ナショナル・バンク、或いはバンク・オブ・アメリカなり、どの

一行でもよろしうございます。一行だけの預金の総額というものを比べて見ますならば、一行の預金額が日本の全体の預金額の先ず二倍から三倍あるのです。それでございませうから、そんな銀行が日本へ来てこの危険な為替を冒して円を買持ちをして、そうして而もこの日本の商社の信用というものが全然分つておられないのに、日本で貸付けをするというふうなことはございませう。その点において外国銀行は日本の銀行と競争をしないのである。むしろ先ほど申上げたような短期の外資導入というふうなことで、日本の貿易を助けるという立場で来ているということ、御了解願ひたいのでございます。それからその次に、いよいよ長期の投資、外資導入ということ、これが非常に日本の工業の技術を改良する上から見ましても、資本の足りない日本に外国の技術と、それから機械を入れて来て、それを十年なり、十五年なりで貸して貰つて、漸次日本で儲けたお金をそれを返して行くと、これが外資導入の形式になります。それを導入するのは日本の外資導入受入態勢というものが全くできておりません。この間も吉田さんにお目にかつたとき、吉田さんは、何よりも外資導入というものが大切だと、こうおつしやつていましたけれども、私は、日本政府も、それから日本の官庁にしても、外資導入を受入れるという態勢ができていません。今のままで置いたら、ちつとも来ませんというお話を申し上げました。今のような税制、それから今のやうな日本の気持では外資は入つて参りません。税制のほうの問題から云いますと、漸く今年から外国法人も、内国

法人も一樣に法人税が三割五分かつて来ておるのでございませうが、それ以前はどうかという、外国法人には四割五分かけて、日本のほうは三割五分だったの、漸く今年から日本は三割五分に下げたわけでございます。ところが外資導入を願つてゐる中南米の国々、メキシコにしてもコスタリカにしても、それからブラジル、そういうやうな国にしましても、どういふことをしておるかという、外国法人に対する税、殊にそれは外国法人といつても、アメリカの法人のことを言つておるのですが、その税というものは大体五分から、高くて一割というところが、外国法人に対する税率であつて、内国法人とは全然別にしておるのでございませう。そのくらゐにしなければ、外資というものは入つて来ない。又アメリカが百数十年に亘つて、建國から一九一七年くらいまでの間に、あれだけの未開発の土地を開発して、あれだけの富を作つたのは、何によるかといふと、外資導入というものでやつたのであつて、アメリカは百何十年に亘つて外国資本をのべつに入れて、そうして先ず太平洋と大西洋を繋ぐユニオン・パシフィックの鐵道を作つた。その作つたときも、それから續いて外資を入れたために、鐵道の沿線の両方十マイルだけの土地はただやるのだというくらいにして外資を導入したわけであつてそれから南北戦争のあとで、殆んどアメリカの信用が地に墜ち、一時ヨーロッパの資本が来なくなつたときに、困つたものだから、ドル勘定はやる。こゝへ作る会社の資本金はスカラーリングの勘定で、つまりイギリスの通貨で会社をお作りになつて、イギ

リスの通貨で利益を持つて行つてもいい。だから何とかしてここに資本を持つて来て仕事をしたいといふくらいにまで、アメリカは外資導入を歓迎したといふことも歴史上あるの、ございませう。そういうことから考へて見ると、破壊されたこの経済で、この貧弱な日本が起ち上るために、大いに努力しなければ外資というものは入つて来るものじやないかといふことを我々は考へなければならぬと思ふのであります。それから外国人に対する課税の問題も、日本人と同様に課税するわけじやなくて、今じや五〇%だけを取つて、その残りを日本人と同様の課税をする。こゝういふことになつて、大層大蔵省では外国人に対しては優遇してゐるやうにお考へになつていますけれども、実はそうならないのであつて、極く近い例を申し上げますと、サンフランシスコあたりで、本當にハイスクールを出て、銀行会社の小僧になつて日本にやつて来るのは、年に一番下で三千万圓取る。年に三千万圓といふことは日本の金にして百二十万圓くらいのものです。それで半分は課税するけれども、あの半分は……こゝういふことになると、先生たちの生活は日本ではやつて行けない。これは極く上のほうで一万圓以上二万圓も取るというやうなところは、それは半分に割つてやつてもいいのですけれども、極く当り前の大体一万二、三千圓以下で以て日本でもやつて行こうというやうなことになる。今の税率では日本に来て働きたくなる。だから外資導入と一緒に来る技術者及びその会社員に対して、今のやうな税率では高くて日本

に来るのはいやだと、こゝういふことになる。であるからして、これもどうしても日本の国を富まなければならんと、それには外資導入が必要だといふことであらば、思い切つて外国法人の税率を下げる。それから同時に思ひ切つて個人の課税というものをうんと少くして、それも少くとも十年間これで行くといふ一つの保証を与えない限りは、外資導入の回復といふことはなか／＼むずかしいものだ、こゝういふことを私は考へます。それからその次に申上げるのは、輸出入の金融の問題でございませうが、輸出入金融といふものは、特別会計で予算の中に入れて、そうして今までのやり方が為替管理委員会を以て輸出ドルを買取るといふときに円を出してやらなければなりません。それはその会計のほうから入つて来る金で円を出してやる。それから輸入ドルを売つて円をそのほうの会計に入れてやる。こゝういふ考へで、そしてその差額が五百万圓までは日本銀行から借りられるのだと、こゝういふことになつておつたのです。ところが朝鮮事業が始まつて以来非常に輸出が出て来たために、もうすでに五百億圓金がなくなつてしまつた。そこでおかしなことが起つたのですが、輸出をしなければ死ぬかといふやうなこの大事な輸出をするのに、輸出しますからと言つて輸出為替を持つて行つたところが、円が足りないから輸出為替は買はない、こゝういふ現象が数ヶ月前に起つたわけでありませう。それで漸くそれを日本銀行が替を買取るといふやうな為替資金はどうするかといふやうなことで、その難関を通り抜けたのであります。私

はどうしても予算の外に輸出輸入金融というものは入れて、そうして日本銀行と、それから為替管理委員会を以て輸出に關する限りは幾らでも円は出してやる。輸入に來たものは円は取り立てるのだというにしてやつて行きたい。これを予算の中に入れてたかといふと、輸出というものがひどくなればこれはインフレーションになる。つまり輸出が大きくなるに従つて円が足らぬのはインフレーションだ。そして輸入がその間に來て、通貨を収縮すればよいのですけれども、収縮できない、物が足りないということになる。インフレーションになる。であるからして、輸出して、輸入するまでのそのギャップがインフレーションになるのだから、というような細かい考へで、こういうようなおかしな方法になつておつたのですけれども、これはどうしても改めて輸出に關する限りは幾らでも出して、輸入に關するものには幾らでも吸収するといふような組織に直さなければいけない。これはどうしても輸出輸入金融の特別の勘定を作つてそれをやつて行くか、或いは以前にあつたように為替銀行といふものを、輸出輸入銀行といふものを作つて、それに一手に責任を持たせて、他の日本の銀行のビルがそこに來て売つて、それを賣う。それから今度は輸入が來たときには、日本の銀行が取り立てたもので円がそこに行くといふことにして、その金が日本銀行と為替管理委員会で見えてやつて行くといふふりにして、輸出輸入金融といふものを非常に円滑にして行くといふことが今日の場合必要であると思ふ。ところが東洋文藝社と言いますか、レッド・テールと言います

か、手續が煩瑣であつて、通産省に許可を得て、為替管理委員会に行つて、それから今度は信用状を出してといつてやつておられます間に、商売のことで、一日で済むものがどん／＼上つて行くといふようなわけで到底今のやり方で間に合はないです。ですからこれはどうしてもつと迅速に輸出輸入の金融を改めて、銀行或いは金庫といふものを作る必要がある。こういうふう存じておられます。

それからもう一つ皆様の御注意を喚起したいことは、外国為替銀行といふ一つの階級を作つたといふ間違ひがあります。つまり貿易が民間貿易に移つたときに、それで單一為替ができましたときに、外国為替といふものをどの銀行にもやらせるということはどうも多過ぎたからこれを五行にとどめる、それから今度は七行にとどめる、それから九行にして、それから十一行にして、今度はそれを今やAクラスと言つておる。それから今度はそのあとで來た地方の銀行、北陸銀行、埼玉銀行、この間興業銀行がBクラスになつたのですが、それから信託銀行といふふうなもの、Bクラスと言つてそれがまた六行ある。そういうふうに変な階級を銀行へつけた。これが大変な間違ひであつて、いやくも外国為替が取扱える銀行だつたらどこでもやらせる、そうして輸出輸入といふものを活躍にさせるというふうにしなさいと、とかく日本人の悪い癖は、一つの特権を得た銀行といふものが一つ自分たちのものを作つて置いて、他のものを排斥して、自分のほうだけでやろうとするからここに自由競争といふものはなくなつてしまふ。だからこれはどうして

も為替業務を取扱ふ銀行を特にきめるというふうなそういう差別待遇を一切やめてしまつて、どこの銀行でも外国為替を取扱えるものは取扱つて、それを為替管理委員会がどん／＼売つて行くといふ形式にこれを直さなければいけない。どうぞ又そういう点で皆様の御協力をお願いしたいと思ふのでございませう。

それから先ほどお話いたしました外国銀行の持つておる資金から、円じやありません、向うにあるお金、ドルなり或いはスターリングなりそういうものは向うが融通してやろうと言つたときには幾らでも借りるということではいけないのである。こういう点をお考へになつて頂きたいと思ひます。

その次に私は長期資金の問題にタッチして見たいと思ふのでございませうが、昨年の二月にドッジ氏が來られました、日本の安定計画といふものを立てて四月の終りに三百六十円の為替相場といふものが立てられた。それから先ず五月から安定計画といふものがだんだん進行して参りまして、企業の合理化それから金融を引締めて行く、こういうことで來たわけでありませう。そこで金詰りの問題についての日本の銀行屋さんと昨年ドッジさんとの会合の際の話に、どうもお金がなくて困ると言つたときに、ドッジさんは日本の銀行を叱つたわけですから、どういふふうにかつたかといふと、あなた方はアメリカの銀行もこれは皆やつた過ちなんだが、インフレーションが進んでおる間は物はどん／＼上つて行くのだから物を持つていますから金を貸して下さいと言ふが、貸して置いたつてちつとも

心配はない、必ず金が高くなつて返るのだからいいもので悪いものでもどんどん貸して、借手といふものの品性、素質といふものにはちつともお構ひなしに、金を貸して行つた。それだから今度はいよいよ安定期が來たといふときに必要なところへ出すべき金の手許には皆悪いものが入つて來た、そういうしたときに悪いものは少しづつ減るかも知れないからまあ／＼といふので悪いものにも少しばかり、いいものにも少しばかりといふのだから本當の合理化といふものはできない。これは皆あなた方が悪いのじやないか。とにかく金融機関、といふものが本當の金融業者としての使命を全うしてないのじやないか。こういうふうなドッジさんが言つたのであつて、今でもそういうふうには彼は信じていると思ひます。

これは銀行の日本の業者といふものの誤りでどうしてオバーローンといふようなことが問題になつておるまが、これは銀行を自身の力によつて徐々に直して行くより外に途はございませぬ。ところが日本の悪い癖で自分の銀行だけやつてもそんなことをしていたら皆お得意で逃げてしまふからできないといふようなことで、皆が共同して悪いことをしておるといふわけではありませぬが、共同してサボタージュをやつておるといふことになる。一行が先がけをして自分のほうの仕事の合理化と、それから内容の充実といふことに努力するといふことが足りない。こういうふうには私が見ております。それからドッジ・ラインが昨年五月に始まつて今日まで來て、どういふところがドッジ・ラインとして欠けておつたか。つまりどういふことがまだ

手が着いていなかったかといふと、これは長期資金の問題が手が着いておりませぬ。それは何故かといふと、ドッジさんが來たときには何しろインフレーションが進んでいて、こいつをとめなければいけない。そのために先ず予算の均衡から行け。政府という最大の消費者の経費を小さくして行かなければいけないといふことから始まつたのでありますから、長期資金なんといふ問題に觸れている暇がなかつた。今度があります。そこで私は今度はドッジさんに持つて行く問題は、長期資金を如何にすべきかといふことが問題であつて、そうしてその長期資金といふものは、即ちどうしてファイナンスすべきか、つまり工業のほうは興業銀行、勸業銀行をして金融社債券を発行して、そうしてそれを預金部のほうで買つて貰ふなり、外の銀行に買つて貰ふなりしてファイナンスするといふこと。もう一つは農村、漁村に対する金融はどうしても民間から金を預かることができないければ、財政部面から何十億か、或いは何百億かの金を出して、そうして一つの農漁業金融勘定といふようなものを作つて、そうして極く公平な委員がそれを管理する、委員が六人か七人かそれを管理して、運用は農林中央金庫に……帳面つけて、熱う、貸出をするといふようなことを考へて行く必要があるのじやないか。どうしてドッジ・ラインの修正じやないかと、一年間のやつたのに今度あとをどういふふうにしてこれを結末をつくべきかといふことを、私は長期の金融を如何にすべきかといふことを政府及び民間がドッジさんに持つて行かなければいけない。こういうふう考へま

す。もう一つは日本は何かにつて今見返資金、見返資金というのですけれども、自主性をとれないやり方はもうやめて貰いたい。それは占領軍費に相当すべきだけのドルをアメリカでそっくりドルで払って貰って、それを日本銀行の見返りにするならば、日本銀行はそれに対するノートを出して来る。ですから造船の資金にしても七分三分で行く、或いは五分五分で行くとかいう問題は起らない。もう造船は何で行くという……日本が自主的に決定すべき問題だ、こういうふうにして行きたいのでありますから、この点も占領軍費というものの代り金はドルで以てそのまま払って貰いたい。ドルで払ったものに對して、ドルができたに對して日本銀行の札が何千億出たつてそれはインフレーションじゃありません。何故かという、ここにドルと金の裏付けがあつて出ているのだから、そういうふうには日本の金融行政というものをできるだけ早く自主的にしなければいけない。だからもう来年見返資金でお金を借りたという話を聞くと私は気が悪い。来年のことはよして貰いたい。来年は見返資金はないと思つて頂く。再来年は勿論ない。そういうふうにして日本の自主性、金融に對しても自主性を回復して日本の産業の再建、それから富国にするということに進んで行かなければならない、こういうふうには私は存じております。そこいらで一つ……

○油井賢太郎君 大要結構なお話を承わつて啓蒙されるところがたくさんあるのですが、ただ外資導入の面で五年間に亘つて全く吾々が期待したような外資導入というものは行われていない

のです。それで只今お話のように本場に日本の経済界を根本的に建直すような一般の人が続々来て貰うような方策を何とか立てなくちゃならんと思うのですが、今日は遺憾ながらそういう実例が余りないのは残念であります。これについて具体的にもう少し外資導入を徹底的に図るような工夫を加納先生お持合せがあつたらお示し願ひたいと思います。

○参考人(加納久朗君) お答えいたします。五年間外資導入という声ばかりで来なかつたということは、先ほどお話ししたこと、それから地獄の面から日本をのぞいて見ますと、東洋のこつちのほうにこういう小さい島がある。そうしてその向うのほうにコンミニエチイ・チャイナで赤く色付けられておる。朝鮮のほうはこの間のように攻めて来て、今の様子は、又非常に悪くなつております。中共が入りかかつておる。こういうような国際情勢から見て、日本にお金を持つて来るということはどうも極めて危険だと思つては当然である。そういうようなことでよい企業家が何度か来て調べますが、どうも乗りがしなないのです。もう一つは先ほどのような税金が高いということ、それからまだ日本の役人でも、日本の全体でも非常に敗戦の後の経済というものが悪いのだというのを本場に自覚していない。ですから未だに外国人が金を持つて来るのは怪しからんじやないかというふうなことから非常に窮屈なところがあるのです。ですからこれを考へて、よいものに對しては先ほどお話ししたように税金を少くするなり何かする必要がある。むしろ一旗上げ

する者が悪いことをするというのは、これは外国人に限らず日本人にしても悪いことをする。これはそんなことは外国人が悪いことをするということも言わないで、悪いことをするのは外国人でも日本人でも取締るのだという自主性を回復して行きたいなあと私は思ひます。これは何としても講和條約ができて日本の自主性というものを回復しなければいけない。それから単一為替につきまして、単一為替ができてから初めてこれが二十ドルで向うが買いたいというときに、こつちはコストは八千円かかつておる、二十ドルなら七千二百円だからとても辛い、三百六十円だから……お前のほうで二十一ドルまで行つてくれないう、そうすれば俺のほうも八千円を七千五百円までしてもいいがという交渉に入つて初めて日本の商売というものは自主性なものになるわけです。それを単一為替が作られていなかつたときには、海産物一ドル百円以下のエクステンジ、瀬戸物は大概五百円のエクステンジ、或るものは九百円のエクステンジ、それで貿易なんです。いわゆる向うのほうでドルで決めただけでこつちは知らない。こつちは円さなければいけないのですから、エクステンジをよくしてくれればいいというので来たのがつまり貿易というものの非常な欠点です。これがドッジさんが来られて、昨年三百六十円という為替ができたときに私は非常に喜びました。そういうふうなことでつまり何とかして早く自主性を回復しない限りは、本場の日本の富を作つて行くことはできないのですから、こういうふうには私は考へておるわけです。

○佐多忠雄君 今の問題に関連すると思ひますが、朝鮮動乱が起きてすぐ、今おつしやたように急いで輸入をすべきだつたのに、在韓日民を渡つて今まで殆んどそれらしい実績が行われていない。この点は何と具体的ないうところいらにそういう支障があつたというふうにあなたはお考へになりますか。

○高橋龍太郎君 その問題は私はこういうことを考へるのです。輸入が思うようにできなかったという問題です。が、あの時分に政府も日銀も思惑に金を使うことを非常に恐れておつたのです。ところが商売人に全然思惑を禁止するといつてもそれは動かぬので、多少思惑を許せば、決して思惑といつても皆儲かるのじやない。見込違ひで損をするやうがあるの、とにかく危険をその人に負わせなければ動きはしない。そうして政府が思惑を許していることは……。それで思惑を民間には禁じているが、自分一人で独占して思惑をやる。それでは輸入が円滑に行くわけではないということをおの當時感じたのです。

○松永義雄君 結構なお話でござい

ますが、僕らの新聞の知識によりますと、先ほど濱口内閣のときに二十七億円で、それで結局満洲事変になつて、そうして日本がこゝまで落ちて来たというところなんです。が、あなたのお話をさつきから聞いていますと、経済の道徳感、経済を道徳的に進めて行かなければ民主主義にならんというところですね。問題は、そういうところを我々も心配いたしております。輸出だけではインフレーションになる、そうして動く者は困る。ところが商売やつておる指導者が、二十七億円で満洲事変を経てそれで今日の日本まで持つて来たそ

うなつたらあれに入れて貰つて、それだけのものを借りるということにしたいらいいじやないか。いづれにしても商売人じやなかつたということだけは事実です。だから国内に溜つちやつたのです。

○高橋龍太郎君 その問題は私はこういうことを考へるのです。輸入が思うようにできなかったという問題です。が、あの時分に政府も日銀も思惑に金を使うことを非常に恐れておつたのです。ところが商売人に全然思惑を禁止するといつてもそれは動かぬので、多少思惑を許せば、決して思惑といつても皆儲かるのじやない。見込違ひで損をするやうがあるの、とにかく危険をその人に負わせなければ動きはしない。そうして政府が思惑を許していることは……。それで思惑を民間には禁じているが、自分一人で独占して思惑をやる。それでは輸入が円滑に行くわけではないということをおの當時感じたのです。

○松永義雄君 結構なお話でござい

の過失の自覚がないと、又日本が百億できたときに日本は亡びますよ。今度亡んだら立てませんからね。

○参考人(加納久朗君) これは私は一万田日本銀行總裁にお話したのですけれども、今日の中央銀行の使命というものは、一つの大きな道徳運動を起すということだと私は思います。つまり金融機関の首領者になつておる人及び金融機関に動いておる人は非常な大事なことをしておるのだ。これはパブリック・サービスをしておるのだという自覚の下に金融というものをやつて行かなければいけない。それが足りないので私はこういうような今のオーバ・ローンの問題でも、それからいろいろの不都合が起つておるのだと思います。

○木村福八郎君 先ほどドルが溜つて、それで早く物が買えないという問題は、日銀とか或いは外為の委員会あたりでとにかくバランスが輸出超過になつて、そういうものが溜ればいいという考えだけでなく、これは本当かどうか分りませんのでお尋ねしたいのですが、アメリカの援助がなくなるから、来年或いは再来年くらいに、そのときの用意にその程度の外貨を持つておる必要があるというので余り使わせない、こういうようなことはあるのをごいまいしょうか。

○参考人(加納久朗君) それはごいまいせん。そういうことはごいまいせん。要するに国際貿易の金融というものは輸出すれば輸出しただけは買つて来られる、それからこちらの生産が上つて来て又輸出する、又たくさん輸入できる、こういうことでございますから、その御心配はないと思うのです。

○木村福八郎君 お話は分りますが、問題は早く輸入できないということですね。現実の問題としてその一番のネックです。

○参考人(加納久朗君) それがですね、今日になりますと、物がどん／＼上つておりました、そしてこのつちの手続がのろいものですから、向うで十銭と言つて来たものを、すぐ電信を打つてよらしいという場合、もう十二銭、十五銭と上つて来るわけです。そのうち、困つたと言つていろいろうちに、だん／＼時期を失するということもあるのです。それからもう一つは、セールス・マーケットになつて、売手になりまして、こつちが買おうと言つても向うがそう乗つて来てくれないのです。それからもう一つは、日本に必要なものは何かというこれは製造品ではなくて、原料か技術か機械なんです。機械なんというものを注文したてからやばり六ヶ月も九ヶ月もかかるのです。ですから勿論許可があつて注文しても暫らくは、機械が来るまではそのお金がそこにあるわけなんです。そういうようなこともあるのです。

○木村福八郎君 結局経済的な條件ですね。経済資本になつてゐる、それ以外のおつき私が申し上げましたような……。

○参考人(加納久朗君) 政治的に用意をしたか……。

○木村福八郎君 特に使わせないといふ……。

○参考人(加納久朗君) そんなことございまいせん。今言つたように援助なしにしてゐる。日本の船を自由に海外に出してゐる。そうして日本が使つたお金だけはドルでちゃんとおれ

いをしてくれるというなら結構なんです。そうして今度は日本人の信用によつて外資導入というものをやつて行くのです。だから日本というものが輸入国なんです。どうしても輸入国でどうしても外資が来ないで済むというわけに行かないのです。ですからどうしても日本人の信用を回復して個々に向うと話し合ふ個々の外資というものをに入れて来るという状態に早く返さなければいけない。こういうわけなんでございまいす。

○木村福八郎君 もう一つちよつと……。先ほどのお話ですと、日本はこの際外資を稼いで日本経済の規模を拡大して発展させて行くにいいチャンスだというお話でございましたが、最近世界的にも経済復興の段階からデフエンス・エコノミーの段階に入つて来ているわけなんです。最近の日本の実情を見ますと、成るほど外資は溜つて来ておる。ところが今の日本の経済は特需とかそれから輸出にしましても……そういう政治的なデフエンス・エコノミーに必要なものの輸出ですね。それで成るほど日本の最近の生産水準は上つてます。併しながら日本の本當の平和的なエコノミーの部分がどうかというところ、そういうほうに圧迫されて来ておるのですね。従つて生産水準は最近の下つて来ておるのです。生計費を見ますと、七、八月頃は戦前の七五％くらいが、九月頃には七〇％くらいになつて来ておる。そうなりますと、成るほど外資は溜つて行く。併しながら日本経済の中味はだん／＼デフエンス・エコノミーに編成されて行く。そうして特需とか輸出とかは殖えますけれども、又乏しい日本の経済の下でそういう

国防的経済というのですが、そういうほうになつて行きますと、成るほど外貨は溜つたけれども、日本の経済の問題が一時停頓しやしないかということとを心配するのです。

○参考人(加納久朗君) それは勿論心配でございます。

○木村福八郎君 特に朝鮮動乱を……一応まあドッジさんの政策によつて安定して来て個々の段階に入ろうとしておるときにあの問題が起つて、そうして滞貨も一掃されて一時景気のいいふうに見えたわけですが、そのいゝ景気というのはデフエンス・エコノミーから来るところの景気である。そのなると、どうも我々の思い過ぎかも知れませんが、例えば最近のオーバー・ローンの問題でも、政府資金を余り使わないようにして銀行貸出を受けるとか、そうしますと、それは特需と国内需要と輸出の需要、この三つの関係を成るべくデフエンス・エコノミーに都合のいいように、例えば電源開発をさせるとそのほうにセメントが多くなり、特需のほうに間に合わなくなつて、こういうふうな調整がなつてあつても起つてゐるのじやないかと推測されますので、そうなれば成るほど生産水準は上る、外貨も殖えていゝように見えるのですけれども、一時こでいゝゆる自立再建の問題がそういう点から一つ示唆される、こういう点はどうなんですか。

○参考人(加納久朗君) こういうことになりましよう。世界の多くの国は軍備競争のエコノミーになつておりまして、それから日本はその間に介在して東南アジアのマーケットに進出して行くというチャンスを余計作られる

わけなんです。それで日本のエコノミー自身はデフエンス・エコノミーでも何でもないので。この際当り前のエコノミーを動かして行つて、よその国の要求をするものを作つて行かなくては行かない。ですから生活水準が下つたということは非常に悪いことであつて、水準はどうしても少しづつ上げて行かなければならない。それには物を輸入するにしても、内地にはこれだけ使つて、セメントでも内需にこれだけの物は必ず使つて、あとは輸出するのだ、而もその輸出は赤字の輸出はいけない、必ず外国の水準から見ても輸入して来たコストに努力金利を加えても常に黒字になつて行く輸出でなければならぬ。そういうふうにしてそのばんの合う経済にして日本の生活水準を上げて行く。これだけは一々按配しなければならぬです。

○油井賢太郎君 あれですね、円で物を輸入するといふような途は開かれる可能性はあるのですか、ないのですか。

○参考人(加納久朗君) それはありませう。円で輸入するといふのは、どうしても物を輸入するにはこつちから持つて行つた物があつて、そこで外貨が溜つて、その外貨で物を輸入して来るのだからいきなり円を向うへやつて見たところでは向うは紙屑と同じことなんです。

○油井賢太郎君 そこでさつきの外資導入ですね。必ずしも日本では外資を、アメリカのドルを獲得すればよいという考え方は間違つておる。物を豊富にするのが日本再建に一番よいと思ふ。好意あるアメリカ人なら日本に物を持つて行つてやる。そこで円を受取

つておいて適当な機会に又その円で物を
を買つて歸つて来る。こういうような
ことはないのですか。

○参考人(加納久朗君) 私の申します
外資導入という、ドルを輸入するとい
うことは物を持つて来るということな
んです。ドルなんかこつちへ持つて来
たつて使えない。それは物でドルを借
りるといふことは、ドルで何億円の機
械を向うで作つてくれて、その機械が
日本へ入つて来る、そしてこれが水力
電気なり、紡績の機械やなんかになつ
てこれが運搬します。物を生産して輸
出したる、国内に入れたり、そうして
これの儲けたお金が十年なら十年経つ
と、これを買つて来たドルを返せるよ
うになる。ですからその間十年なり五
年なり機械を借りて置くというのが外
資導入であつて、それを通俗的に言え
ばドルを借りた、こういうことになる
のです。

○油井賢太郎君 そこでもう一つ、映
画のフィルムなんかどん／＼来ており
ますね。これを円で輸入を現在してお
ります。それで向うへ持つて歸ること
はやかましくされておる。あんな消費
物件でなしに生産物件をああいふう
な調子で向うから持つて来る好意が
アメリカにないかどうかということに
なつて。

○参考人(加納久朗君) それはあるの
です。それはつまりこちらがそういう
受入態勢があつて、これが安全な情勢
だということなら喜んで来るので
す。だから私はこゝ外資導入を受入れ
られるような態勢に一つしたい。外資
導入は我々は歓迎するのだ。つまり外
資導入ということは資本、つまり機械
と技術のことなのです。それを受入れ

られるような態勢にすれば参ります。
このリーダース・ダイジェストのお金
とフィルム会社のお金が溜つたという
ことは、これは二つの例外です。それ
で彼らはすぐ円をドルに替えて持つて
行くことというふうにはできませんし
やりもしない。とにかく日本の投資に
なつたわけですね。

それからもう一つはこういうことな
のです。よく通俗的に言いますと、外
資導入というものはドルが入つて来る
とすぐこう思う。ドルが入つて来るの
じやなくて、物が入つて来る。併し機
械を作つた会社が日本にこの機械を借
してくるわけじやない。ここに別に
バンカーがありまして、リロンレト
・クリバツサンの会社、或いはクリフ
・ロープとかいうような投資会社があつ
て、それがこれにキャッシュで払つて
くれる。すぐ作つた人のほうに払つて
くれる。そして日本のほうには、お
前俺のほうで利息をつけて五年で返し
てくれればよいと言つて、このバン
カーは結局安くお金を借してくる、
こういうことになるのです。こちらは
輸入した機械で作つたお金で漸次ドル
にそれをコンヴァートしながら返して
行く、こういうことになるわけですね。
ですから外資導入する場合でも日本で
それは全然消費されるものを作るの
か、或いはどの程度までそれは輸出す
るものを作るのかということ、外資
委員会のほうはそれで外資導入をきめ
るわけですね。現に例を申し上げますと、
レミントン・レイ・タイプライター・
オブ・カンパニーはこちで、日本で
タイプライター会社と共同して今度は
会社を作るわけですね。そのときにレミ
ントンは先ず一番先に二百台ばかりの

機械を持つて来まして、そのときに外
資委員会の考えることはどういうこと
かというところ、そのタイプライターを日
本の役所なり会社なりにただ売つてし
まつて、それだけ円で以て取つたとい
うことでは困るのだが、いつになつた
らタイプライターを輸出することにな
るのだ、こういうこと、レミントン
のほうでは一年では三分の二は日本で
消費されるでしょう。日本はタイプラ
イターが少いから三分の一は外国
へ出します。日本で作つたタイプラ
イターは安い。労賃が安いのですからド
ルが二年後になつたらそのパーセン
テージが多くなつてファイファイ、フイ
フティになります。三年になりますと
輸出の三分の二になつて日本の商品が
三分の一になる。それでですから、この
外資は輸出しても、結局は自然と利益
によつて日本が返すこともできますと
いうようなわけですね。そういうような
プランはやつぱり立てなければならな
い、外資導入の。

○木村謙八郎君 為替レートの問題で
す。ドッジさんが来朝されたときで
も、一時レートの引上げ、円を上げる
というその問題が噂されたのですが、
国際物価が今後相当上るような場合、
この為替レートの問題は研究の余地
はないものでございましょうか。

○参考人(加納久朗君) 私は今のところ
じや今のレートでいいと思ひます
が、それはドッジさんの来られました
ときはまち／＼でありまして、大體紡
績業者は二百七十円でよかつたので
す。輸出が十分できたわけですね。併し
いろ／＼なものを総合して三百三十円
できめようというところだつたのです
けれども、日本の企業というものを少

し助ける意味からいつて、この為替相
場を甘くしようというので三百六十円
という相場にきまつたわけですね。で
から日本の輸出業者には大変に都合の
いい為替レートがきまつたわけですね。
勿論輸入するのにも高くするなという理
窟もありましたけれども、輸出しても現
にそれが全部がすぐ向うに行くわけじ
やなくて、幾分何パーセントかは日本
で消費されるのですから、三百六十円
で行つても紡績業者は大変な利益なの
です。コットンは三百六十円で買えま
すけれども、綿糸紡を出すのには三百
六十円でも儲けがあるとこの九月に
行つたわけですね。ところが昨年の九月に
イギリスの方面でこの切下げがあつ
て、そうして三十何ヶ国が一時に切下
げをやつたわけですね。あれで日本は非
常に困りました。丁度朝鮮の動乱のあ
ります前まで、やはり為替相場では相
当苦しんだわけですね。そうしてこれは
どうしても四百五十円くらいまで直さな
ければ駄目だ。殊に鉄鋼業、造船業と
いうことになりまして四百五十円ぐら
いにしなければいけない、そういう考え
を私持つておりました。到底三百六十
円は無理だ、これは何とかして改革を
しなければいけない。ところが朝鮮の
問題が起つたわけですね。今日では三百
六十でやつております、アメリカの
物価と日本の物価とは特別のものを除
いて、ニツケルとか何とかいう特別の
ものを除いては大體水準は同じなので
す。

それからもう一つ、それについてお
話するのですが、日本はアメリカに比
べて非常に有利な地位にあることは、
若しアメリカと日本との値段が今のエ
クスチェンジから見ても同じだとする。

この品物が同じ値段でできたという
ときには日本のほうが断然得です。ア
メリカのほうには運賃をかける必要が
ありません。東亞に持つて来なければなら
ないが、日本はそれだけ近いのですから得
しておるわけですね。

○森下政一君 さつきのお話で、直接
ドルでくると、それならばそれを見
返りにして日本銀行が借してくれ
るというふうなら大變結構だと思つていま
す。そうするとそれは結局アメリカの
タックスペイアの金になるのです
か。

○参考人(加納久朗君) いや、なりま
せん。当然見返資金ですね。見返りの
ものは何かという食糧であり、燃料
であり、それなんかはタックスペイ
アの負担で来ておるのです。
○森下政一君 タックスペイアの負
担にしてもそれは比較的輕いという感
じがするが、現実にはドルということに
なると今のでは駄目だが、実際には向
うではペビーになる感じもあるのだ
ね。

○参考人(加納久朗君) ところが、ド
ルがあるというところは、日本がドルを
使つて綿花や何かを好きなものを買え
るということですね。こつちはいい物で
ないと買いませんから、それは大威張
でどん／＼欲しいと言つて差支えない
と思ひます、もう今日では。
○委員長(小串清一君) それではこの
程度で散会いたします。
午後四時三十二分散会
出席者は左の通り。
委員長 小串 清一君
理事 大矢半次郎君

委員

佐多 忠隆君
木内 四郎君

愛知 揆一君

黒田 英雄君

松永 義雄君

森下 政一君

小林 政夫君

杉山 昌作君

高橋龍太郎君

油井賢太郎君

木村禮八郎君

説明員

国稅庁長官 高橋 衛君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

参考人

元横浜正金
銀行取締役 加納 久朗君

昭和二十五年十二月九日印刷

昭和二十五年十二月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁